

令和 6 年 12 月 5 日

第 5 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

1 2 月 5 日（2 日 目）

日程第 1 一般質問

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12 名）

1 番 森 宏 子

2 番 山 本 優 作

3 番 鈴 木 浩 二

4 番 片 山 陽 市

5 番 小 嶋 完 作

6 番 内 田 保

7 番 石 垣 菊 蔵

8 番 服 部 光 男

9 番 藤 井 満 久

10 番 吉 原 一 治

11 番 榎 戸 陵 友

12 番 石 黒 充 明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長 石 黒 和 彦

副 町 長 高 田 順 平

総 務 部 長 大 岩 幹 治

総 務 課 長 坂 口 増 和

防 災 交 通 課 長 石 黒 俊 光

企 画 財 政 課 長 滝 本 功

建 設 経 済 部 長 田 中 直 之

建 設 課 長 山 本 剛

まちなみ環境課長 田 中 達 也

産 業 振 興 課 長 奥 川 広 康

厚 生 部 長 相 川 和 英

住 民 課 長 山 本 有 里

健康こども課長 鈴 木 和 芳

教 育 課 長 高 橋 篤

教 育 部 長 鈴 木 淳 二

教 育 課 長 富 田 和 彦

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 坂 本 有 二

書 記 松 本 満 砂

書 記 山 下 英 将

〔 開議 9 時 3 0 分 〕

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

本日は、12月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。よろしくお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については、細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

7番、石垣菊蔵議員。

○7番（石垣菊蔵君）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項1. 町民の生活の足、自動車による交通安全について質問をいたします。

令和5年3月25日に美浜町古布一南知多町山海の山間部を結ぶ県道奥田内福寺南知多線が開通し、山海、豊浜、師崎地区の住民の新たな生活道路ができました。

また、鉄道やバス路線の不便な南知多町にとっては、自動車は生活の足として老若男女問わず通勤、通学、買物で利用されています。

残念なことに、この新たに開通した道路にて軽四貨物と普通貨物車の出会い頭の事故で、南知多町在住の方が死亡するという痛ましい事故が起きました。

このようなことから、多くの町民が生活の足として利用している自動車の安全対策について質問をいたします。

(1)この死亡事故が起こった現場を実際に走ってみると、見通しが悪くひやっとする場面が度々ありました。このようなことから事故が多発していると思われるが、把握し

ている事故件数について教えてほしい。

(2)このような多発している場所の把握は、町はしているのか。また、事故撲滅のために啓発標識の設置や要望等の実施は行っているのか。

(3)見通しの悪い道路の解消については、町はどのように施策を行っているのか。

質問事項 2. 南知多町の地域課題、空き家対策について質問をいたします。

「社会課題をビジネスへ。南知多町が取り組む「持続可能なまちづくり」とは？」と題し、令和 5 年 3 月 23 日に公表された南知多町公式 n o t e には、空き家問題をはじめとする様々な課題を抱えているとあります。

その課題の解決策として南知多町が取り組んでいるのが官民共創ですともあります。南知多町では 5 軒に 1 軒の住宅が空き家となっており、深刻な問題となっています。

そこで、南知多町における空き家対策について質問をいたします。

(1)空き家問題の解決のための官民共創の具体的な事例とはどのようなものがあるのか。

(2)南知多町の空き家数と空き家率について直近の調査データを教えてほしい。

(3)空き家の適正な管理を所有者に対しての指導など、町としてどのような対応をしているのか。

(4)管理不全な状態になる空き家等いわゆる特定空家等については、南知多町に何軒あるのか。

(5)南知多町空家等の適正な管理に関する条例及び空家等対策の推進に関する特別措置法の規定により、管理不全な状態にある空き家の所有者に対し適正な管理がなされるよう必要な措置を助言または指導、勧告、命令等を行うことができるとされているが、そのような措置を行った実績はどうか。

(6)本年 8 月 9 日に宮崎で震度 6 弱の揺れを観測したマグニチュード 7.1 の地震で、気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域では大規模地震が発生する可能性がふだんと比べて高まっているとして、南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）を発表しました。万が一、大地震が発生したと想定したとき、住民の避難経路にある特定空家は何件把握しているのか。

(7)住民の避難経路にある特定空家が復旧、復興の妨げとなる可能性もあります。現状把握と大地震が発生した場合の対応については、現時点で決定していることがあれば教えてください。

質問事項 3. 南知多町地域応援クーポン券発行事業の継続実施について質問をいたします。

南知多町地域応援クーポン券の発行については、新型コロナウイルス感染症の拡大による住民生活に与える影響を勘案することを目的として、また南知多町内における消費の喚起及び小売業者への支援策として地域応援クーポン券を発行することで地域経済の活性化が図られました。

令和 5 年度の配付実績については 1 冊 3,000 円が全町民に送付され、参加店舗数は 299 店舗、使用実績は 96.9% で町内消費額は約 1 億円となっています。

こうした中にあっても、日本経済は長引く円安と原材料費の高騰、それに伴う商品値上げに家計は苦しさを増しています。

そこで今年度の事業の進捗について質問をいたします。

(1) 令和 6 年度地域応援クーポン券発行事業の参加店舗数は何件で実施されているのか。

(2) 令和 6 年度の配付対象者数と対象者とする基準はどのようなものか。

(3) 直近までの使用実績と実績見込みを担当課はどのように見ているのか。

(4) 事業の財源内訳についてはどのようなになっているのか。

(5) 原材料費の高騰、それに伴う商品値上げによって家計は苦しさを増している現状もあり、次年度以降の事業の継続実施は検討しているのか。

質問事項 4. 住民票等証明書のコンビニでの取得サービスの提供について質問をいたします。

マイナンバーカードやスマホ用電子証明書を搭載済みのスマートフォンを利用して、市区町村が発行する住民票の写しなどの証明書が、全国のコンビニエンスストア等の店舗内に設置されているマルチコピー機で取得できるサービスが全国の市町村で開始されています。取得できる証明書の種類や利用時間が制限されている場合があるものの、簡単にいつでもどこでも利用できる制度として、休日や役場窓口の閉庁後であっても、証明書が急に用事で必要になったときでさえも、最寄りのコンビニ等で証明書の取得が可能であるということもあり、急速な広がりを見せています。

また、総務省のホームページには、コンビニ交付導入のメリットとして、住民の利便性の向上、窓口業務の負担軽減、端末の管理費はコンビニ等が持つことから、自治体の管理費用が発生せず証明書交付事務コスト低減が図れるとあり、住民にとっても、役場

職員の働き方改革についても導入のメリットが大きいと感じます。

そこで南知多町における住民票等証明書のコンビニ交付について質問をいたします。

(1)住民票等証明書のコンビニ交付については、令和6年10月30日現在、知多地域5市5町のうち半田市をはじめとする5市と武豊町が既に導入しているが、南知多町における住民票等証明書のコンビニ交付の実施についての検討状況と、いまだ導入していない近隣3町の検討状況を教えてください。

(2)住民票等証明書のコンビニでの交付サービスを導入した場合、経費はどの程度の金額を見込んでいるのか。

(3)住民票等証明書の取得に利用するマイナンバーカードの直近の保有率を教えてください。

(4)制度導入に際し、国・県等の補助金はあるのか。また、補助金等の交付には制度導入の期限が設けられているのか。

以上で壇上での一般質問を終わります。再質問がある場合は、自席にて行いますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－1につきまして答弁させていただきます。

この交通死亡事故が起こった岩屋配水池近くの交差点では、県道奥田内福寺南知多線が令和5年3月25日に開通して以降、11月末までに8月30日発生の交通死亡事故を含み人身事故が3件、物損事故が4件の計7件の事故を半田警察署からの聞き取りにより把握をしています。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

分かりました。

令和5年3月に開通して以来、計7件の自動車による交通事故があったとのことですが、7件という数字が多いのか少ないのかは判断に迷います。

この道路は開通以来、多くの町民が利用しています。このような交差点等での交通安

全対策については以下で確認しますので、次の答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 1－2 につきまして答弁させていただきます。

車同士の交通事故が多発している場所についての把握は、半田警察署や道路管理者と情報共有等を行うことで把握に努めております。

特に事故件数が多い交差点などにおいては、信号や標識設置の要望を実施したり、町においても事故防止の啓発看板の設置などを行っております。

また、交通死亡事故の発生した美浜町豊丘のこの交差点においては、警察と道路管理者、美浜町・南知多町両町の交通安全担当とで現場確認を行っており、赤色カラー舗装などの対策案を協議しています。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 1－3 につきまして答弁させていただきます。

道路の見通しが悪いところについて町で実施している対策としては、啓発用の横断幕や看板の設置、カーブミラーや道路照明の設置などを行っております。

また、山間地などの交差点において、必要があれば草刈りなども随時行っております。

（7 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

よろしくお願いいたします。

今回質問した県道奥田内福寺南知多線の開通は、住民の皆さんの利便性が大変向上しました。その反面、開通以来 7 件の交通事故が起こっていることも事実です。

この岩屋配水池近くの交差点については、道路の交通安全対策として既に答弁にもあった対策もありますが、改めて次の 4 点を関係機関や関係者に対し改善を要望していただくようお願いをいたします。

まず 1 点目は、内海から豊浜・師崎方面に向かう一旦停止線が道路外側線の延長線と

なっており、ボンネットの長い車は停止線をはみ出して止まっていますので、改善の要望をしていただきたいと思います。

2点目、豊浜方面から内海方面に向かう道路には、カラー舗装での注意喚起がありますので、内海からもカラー舗装やハンプ線の設置をお願いいたします。

3点目、内海方面から豊浜・師崎方面に向かうときに、岩屋方面の見通しがよくないのでカーブミラーの設置をお願いいたします。

最後の4点目は、豊浜方面から岩屋方面に左折する際に、岩屋方面側にカーブミラーがあるものの木々が視界を遮っており非常に見にくいことから、地元の山海の住民の皆さんからも関係者に対し要望をしているということも聞いておりますので、町からも関係者等に要望をしていただくようお願いいたします。

以上4点について働きかけをお願いいたします。

今朝、たまたま所用でこの交差点を往復利用しました。多くの車が交差する中、優先、一方通行関係なくほとんどの車が徐行運転、慎重に走行していました。安全対策の要望をしっかりとお願いをいたします。

南知多町では、多くの住民にとって生活の足として自動車はなくてはならないものとなっています。岩屋配水池近くのこの交差点以外の事故多発箇所については、横断幕や看板等の設置については交通事故防止のための啓発としては大変有効な対策だと思っています。このような積極的な事故防止のための対策について継続的な実施をお願いいたします。また、地元等からの要望があれば即時対応をしていただけるとありがたいと思います。よろしくをお願いいたします。

次の答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問2－1につきまして答弁させていただきます。

空き家問題に関する官民共創の具体的な事例として、令和3年度に株式会社クラッソーネと連携協定を締結し、特定空家などの物件所有者に対しインターネット上の解体費用シミュレーターを使用し、解体費用の参考価格を提示しています。

そのほかにも、令和4年度に株式会社AGE technologiesと連携協定を締結し、相続手続に関し助言をいただき、空き家やその他不動産に対する相続登記の促進を図っており

ます。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

よろしくお願いいたします。

南知多町に限らず全国各地で数多くの空き家が存在し、各地域でなかなか解決できない課題となっております。

役場だけでは解決に限界がありますので、ぜひ民間の力を借りて空き家という課題の解決を図っていただきたいと思います。

次、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 2－2 につきまして答弁させていただきます。

令和 6 年 9 月 25 日に総務省統計局が公表した令和 5 年住宅土地統計調査によりますと、本町については総住宅数 8,200 戸、空き家数 1,860 戸、空き家率 22.7% です。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

直近のデータでも空き家率が高いことが分かりました。

引き続き南知多町の地域課題として解決に向けた取組の実施、よろしくお願いいたします。

次の質問、2－3 から 2－5、関連がありますので、一括答弁でお願いをいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 2－3 につきまして答弁させていただきます。

空家等対策の推進に関する特別措置法及び南知多町空家等の適正な管理に関する条例

に基づき、書面において助言または指導を実施しています。電話等で問合せ、相談のあった所有者に対しては、補助金を使つての除却を進めるなど個別に対応をしております。

続きまして、２－４について答弁をさせていただきます。

これまでに認定した特定空家等の総件数は174件であります。79件が対応済みですので、令和６年10月末時点において特定空家などは95件となっております。

続きまして、２－５について答弁させていただきます。

平成29年度から令和６年10月までに町が行った措置の実績については、助言または指導161件、勧告１件です。このうち令和６年度は助言または指導８件です。

（７番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○７番（石垣菊蔵君）

分かりました。

確認です。

質問２－４の件数174件と、この措置実績162件の差は何でしょう。

また、空き家の中でも特に問題があるとされる特定空家、いわゆる危険空き家については、令和６年10月末時点で95件あるとのことですが対応がなされていない、または対応できない理由としてはどのような事例によるものなのか教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

特定空家等の認定件数と町が行った措置の実績件数との差の主な理由につきましては、相続放棄などにより空き家所有者が存在しないケース、それから相続人が多数に及び全ての方を確定できていないケースがあり、町が指導等の措置を実施できないものでございます。

そのほかにも特定空家に認定した後、指導書等を送付する措置を行う前に所有者が自ら解体等の措置を済ませた場合などは措置の実績としていませんので、件数に差が生じております。

それから、特定空家の認定後も所有者等が適切な管理をされていないものが95件残っておりますが、主な理由としましては、指導書等を送付しても返信がないものが多く、

そのほかにも、返信があったとしても金銭的な理由で対応できないと言われるものがございいます。中には、指導書等により初めて相続対象の物件があることを知る方もおられ、相続登記が適切にされてこなかったことが大きな原因であると考えています。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

ありがとうございます。

空き家が適正に管理されない理由については、相続放棄等々で相続登記ができないなど様々な理由があることが分かりました。

危険空き家の除去がなかなか進まないという現状については、南知多町に限らず全国各地の自治体で大きな問題となっていることも認識しています。今後も危険空き家の問題解決のために、適切な助言指導、勧告も行っていきたいと思っています。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 2－6 につきまして答弁させていただきます。

大地震発生時の避難経路沿いに何軒の特定空家があるかについては、それぞれの住民の避難経路を町では定めておらず、経路が多岐になりますので把握できていません。住民の方には、御自分の避難経路沿いで見つけた危険な空家については町へ報告していただきたいと思っています。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

分かりました。

少し要望といいますか、先ほどの答弁にあった町への報告に併せ、空き家の問題点として、危険空き家がなぜ危険なのかについて詳しく講師等を活用し、住民の皆さんに周知をお願いしたいと思います。また、併せて空き家が危険空き家になる前に終活といい

ますか、自分の持っている財産の処分の方向性についても御家庭内で話し合っていていただき、放置される空き家が増えることのないような対策についても広報をしていただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次の答弁をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 2－7 につきまして答弁させていただきます。

大地震などが発生した場合の住民の避難経路にある特定空家の対策につきまして、町地域防災計画では、災害時には適切な管理のなされていない空き家などに対し緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて外壁などの飛散の恐れのある部分や応急措置の支障となる空き家などの全部または一部の除却などの措置を行うものとするとしており、計画に基づき対応してまいります。

特定空家の対策については現状取り組んでいる課題ではありますが、災害時には一層困難な問題になることが予想されますので、除却の促進など現在の施策をより一層進めてまいります。

（7 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

よろしくお願いいたします。

南知多町では多くの空き家が存在することから地域の課題として捉え、町のみならず民間の力も借りて地域課題の解決に取り組んでいることがよく分かりました。

また、今回の一般質問では触れませんでしたでしたが、南知多町は空き家バンク制度を他の地域に先駆けて早期に導入するなどの取組も実施されており、成功事例として他県の議会議員等も視察に訪れています。

まだまだ全ての空き家問題が解決には至っておりませんが、引き続き取組をよろしくお願いをいたします。

次の答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問 3－1 につきまして答弁させていただきます。

地域応援クーポン券発行事業の参加店舗数は283件でございます。

なお、今年度より町内の小規模店舗での使用を促進するため、小規模店舗とチェーン店やフランチャイズ店で使用できる共通券と小規模店舗でのみ使用できる小規模店舗券の2種類を発行しております。内訳としましては、チェーン店やフランチャイズ店が10件、小規模店舗が273件であります。

次に、御質問 3－2 につきまして答弁させていただきます。

配付対象者数は1万5,657人であります。

また、対象者の基準につきましては、令和6年9月1日において南知多町の住民基本台帳に記載されている住民を対象としておりますが、9月2日から9月30日までに出生または転入した住民についても対象としております。

（7 番議員 挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

分かりました。

参考として確認いたします。後段の9月2日から9月30日までに出生または転入し、追加で配付の対象となった住民については何人だったか教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの御質問に答弁させていただきます。

追加で配付した対象者とした住民につきましては、出生が2名、転入が142名の計144名でございます。以上です。

（7 番議員 挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

ありがとうございました。

明確な基準に基づいて住民に対し配付されたことが分かりました。

次の答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問 3－3 につきまして答弁させていただきます。

直近の使用実績といたしまして、10月1日から10月31日までの最初の1か月間の使用実績となりますが、令和6年10月末時点で使用枚数1万9,977枚、使用率21.3%となっております。

なお、昨年度の10月末時点の使用実績は1万4,810枚、15.4%となっております。

したがって、本年度の使用見込みにつきましては、昨年度より使用率が高いことから、昨年と同様、高い使用実績となることを見込んでおります。

（7 番議員 挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

昨年度の使用実績が96.9%でしたので、今年度も答弁のとおり高い使用率が期待でき、この事業が継続して実施されてきたことから、クーポン券の使用に際し大きな混乱もなく、町内消費や生活支援といった観点からも非常に優れた事業だと思います。ぜひ使い残しがないよう、期限が切れる前に活用していただくよう、住民の皆さんに対し広報等を通じた周知をよろしくをお願いいたします。

次の答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問 3－4 につきまして答弁させていただきます。

本年度の予算額5,327万9,000円の財源内訳は、国の補助金2,712万6,000円、県の補助金2,100万円、町の負担分515万3,000円であります。

（7 番議員 挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

分かりました。

これは過去からの事業なので、ちょっと確認ということで再確認させてください。

先ほどの答弁にあった県補助金は、以前からこのクーポン事業の対象とされていたのか。また、補助金の上限は幾らなのか教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの御質問に答弁させていただきます。

このクーポン事業に係る愛知県の補助金につきましては、令和2年度からコロナ対策並びに物価高騰対策について活用させていただいております。

また、上限額につきましては、令和2年度から令和4年度までが1,400万円で、令和5年度から2,100万円と拡充されております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

分かりました。

この事業の財源について住民の皆さんにもよく理解していただくため、この質問をさせていただきました。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問3－5につきまして答弁させていただきます。

本事業におきましては、使用実績を見ましても多くの方に利用させていただいており、エネルギー、食料品価格などの物価高騰の影響を受ける事業者支援や生活支援施策としては有効的で効果的な事業であると考えております。

しかし、町単独事業として行うには大きな財政負担となりますので、国・県補助金などにより財源が確保できましたら優先的に実施してまいります。

（7 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

よろしく願いいたします。

答弁のとおり、様々な要因によってガソリンをはじめとした燃料であるとか、食料品についても物価高騰の影響が日々の生活を圧迫しています。

また、地域内消費という面でも、この地域応援クーポン券発行事業については大変優れた事業であると認識をしております。継続実施については、財源確保ができれば優先的に実施するとの回答を得ましたので、次年度、令和 7 年度以降の継続実施に向けた検討を重ねていただきたいと思います。

なお、地元の小規模商店からは、昨年までと比べ今年度はクーポンの利用が増えたと喜びの声が私のところにも届いております。今年度と同様に共通券と小規模店舗券に分けて発行していただけると、利用者が大型店舗だけに偏ることがないと思いますので、この点についても同様の検討をしていただくようよろしくお願いをいたします。

次の答弁をお願いいたします。

なお質問 4－1、4－2 は関連がありますので、一括でお願いをいたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問 4－1 につきまして答弁させていただきます。

証明書のコンビニ交付の導入の検討は、令和 4 年度及び 5 年度により行った窓口業務を見直した中で検討いたしました。

その結果、毎年度の経費が多額であり費用対効果として見合わないため、担当課は 2 つのサービスセンターが機能している間は見送るとしております。住民サービス維持のためにコンビニ交付等を導入する必要性は認識しております。

現在導入していない近隣 3 町につきましては、東浦町は令和 7 年度中の導入が決定していますが、阿久比町及び美浜町は検討中ではあるが導入時期は決定していないとのこ

とです。

続きまして、御質問４－２につきまして答弁させていただきます。

コンビニ交付サービスを導入した場合は、導入経費は約3,000万円、毎年度の経費は約400万円と見込んでいます。以上です。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

分かりました。

先ほどの答弁で証明書のコンビニ交付については、2つのサービスセンターが機能している間は見送るとの答弁でしたが、町公式ホームページに掲載されている南知多町公共施設再配置計画のロードマップには、半島側の2つのサービスセンターは令和16年度をめどに廃止されるとの記載があります。

具体的にコンビニ交付の導入の検討はいつするのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

住民課長。

○住民課長（山本有里君）

遅くとも令和16年度までにはコンビニ交付導入も含め、証明書発行等の行政サービスが低下にならないよう、行政サービスについて引き続き検討してまいります。

(7 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7 番（石垣菊蔵君）

分かりました。

導入時期については、次の質問以降でも補助金等を絡め再確認します。

次の４－３、４－４も関連がありますので、これも一括答弁をお願いをいたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問４－３につきまして答弁させていただきます。

令和6年10月末現在の保有率につきましては、73.3%であります。

続きまして、御質問4-4につきまして答弁させていただきます。

補助金につきましては、国のデジタル田園都市国家構想交付金が該当し、補助率は導入経費の2分の1となっております。

また、補助対象となる制度導入の期限につきましては、現在のところ明示されておられません。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

分かりました。

証明書等のコンビニ交付については、地域住民の利便性の向上のみだけではなくマイナンバーの活用により、夜間、町外で勤務している方などであっても、近くのコンビニ等で各種証明書の取得ができることは、新たな住民サービスの点という観点からも利点が大きいと思います。

また、マイナンバーカードの保有率は7割強であるとの回答もありました。

半島側の2つのサービスセンター廃止となる令和16年までには導入するというのではなく、国からの補助金についても導入に際し2分の1の補助があるという回答でしたが、この国からの補助金についてもサービスセンター機能を廃止するまで続いているかどうか分かりません。

導入時期については、実施時期未定の阿久比町や美浜町の動向も踏まえ再検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。お答えください。

○議長（鈴木浩二君）

住民課長。

○住民課長（山本有里君）

住民の皆様の利便性の向上と役場機能の効率化を考え、半島側の2つのサービスセンターの廃止を導入の条件と考えず、他市町の状況も踏まえ、コンビニ交付導入を含めた行政サービスについて前向きに検討を進めてまいります。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○ 7 番（石垣菊蔵君）

前段の回答は、令和16年の半島側のサービスセンターが機能廃止するまでに導入できるよう、検討から前進した回答をいただきました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

繰り返しになりますが、町民の願いは、端的に言えばいつでもどこでもの利便性の向上です。

そして、国からの補助金もいつまであるのかは誰にも分かりませんので、計画性を持って早期に検討していただき、事業実施につなげていただけるようよろしくお願いいたします。

今回は、地域住民から寄せられた声の中から、身近な問題、課題として、自動車による交通安全、地域経済の活性化、空き家の問題、そして住民生活や利便性の向上について、日々の生活に直結した質問をさせていただきました。

これからの地域課題の解決については、多大な労力と経費を伴うこととなりますが、住民の生活に直結した身近な課題として、役場の皆様には全力で課題の解決に向けた取組をしていただきますようお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（鈴木浩二君）

以上で石垣菊蔵議員の一般質問を終了します。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時20分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 10時10分 〕

〔 再開 10時20分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、11番、榎戸陵友議員。

○ 1 1 番（榎戸陵友君）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では原稿の朗読によりますので、よろしくお願いいたします。

質問事項1．まちなみ景観条例について問う。

南知多町9月定例議会において、南知多町まちなみ景観条例が制定され、令和7年4月1日より施行されることになりました。

条例の制定理由については、景観法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、本町の特性を生かした良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、景観で絆を育む、景観で選ばれる理由をつくるを景観形成の理念とした魅力ある景観の保全、活用及び創造に寄与することを目的としています。

我が町は、豊かな自然と調和した輝きの増す暮らしやすいまちになることを期待したいものです。

そこで以下の質問をさせていただきます。

- (1) 南知多町まちなみ景観条例が施行され、景観計画区域は具体的にどこになるのか。
- (2) 景観計画において良好な景観を図るため、特に必要があると認める地区を景観重点地区として指定することができるかとあるが、どのような地区を考えているのか。
- (3) 景観重要建造物の指定はどのような基準を考えているのか。
- (4) 景観重要樹木の指定はどのような基準を考えているのか。
- (5) 良好な景観の形成を推進するため景観アドバイザーを設置することができると規定しているが、景観アドバイザーの仕事はどのようなものか。また、どのような人物を考えているか。
- (6) 南知多町まちなみ景観審議会の設置の理由、審議会の構成とその方針についてをお聞かせ願いたい。
- (7) 勧告等を受けた者が正当な理由がなくこれに従わない場合、氏名、住所、行為の内容、場所及び勧告等の内容の公表ができるとする規定があるが、ほかに重い罰則規定がないのはなぜか。

続きまして、質問事項2. 大井の国道247号線沿いの緑地管理について伺います。

大井の国道247号線沿いに緑地帯があります。現在、信号より北側は大井区が町より委託管理を受け、除草などの維持管理をしています。

花壇には季節の花も植栽して、一年中きれいな花を楽しめることでとても良好な景観を維持しています。しかしながら、信号より南側は春の桜はとてもきれいですが、その後は雑草が生い茂り、雑木が目立ち、国道から見える景観はよくありません。大井のまちを貫くメインストリートはいつも美しくあってほしいと願っています。

そこで以下の質問をさせていただきます。

(1)この緑地帯はいつできたのか。

(2)町や県など、どこの所有物か。

(3)除草や清掃など、どのように管理されてきたか。

(4)緑地帯にはイチヨウやウバメガシの木などの樹木が生い茂り管理が行き届いていない印象を受けるが、剪定はしているのか。

先日、南知多町まちなみ景観条例が制定され、地域の景観について住民の皆さんが考える機会が生まれました。これを機会に植栽管理を含む今後の維持管理について考えていくべきと考えますが、町当局にも整備の御支援をお願いしたいが、いかがか。

美しい景観や地域環境の整備をすることは、住民もですが南知多町を訪れた観光客にとっても喜ばれると思います。

壇上での質問は以上で終わりますが、再質問がある場合は自席で行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－1につきまして答弁させていただきます。

本町の豊かな自然は、町のほぼ全域が三河湾国定公園または南知多県立自然公園に指定されたことで後世に引き継がれ、守られてきました。

この豊かな自然との調和の取れた魅力ある景観を保全及び継承していくことの必要性から、南知多町景観計画において、景観づくりを推進する景観計画区域は町全域としております。

計画区域は、景観の特性や課題に対応した良好な景観形成を推進する観点から、市街化区域は、市街地景観エリア、市街化調整区域は緑住景観エリア、篠島及び日間賀島の離島部は島嶼景観エリアの3つの景観エリアに区分しております。それぞれのエリアにおいて、住民、事業者などと協力・連携しながら、地域特性の魅力を共有し、景観形成への取組を推進してまいります。

次に、御質問1－2につきまして答弁させていただきます。

景観重点地区には、1つ目として、特徴的な歴史・文化による景観を有する地区、2つ目として、交流や景観、観光などの拠点として良好な景観形成を推進する必要がある地区、3つ目として、自然と人の営みが一体となった特徴ある景観が継承されている地

区、4つ目として、印象的な沿道・沿線景観を有する地区、5つ目として、良好な眺望景観を有する地点及び眺望保全が必要な範囲など、特に景観形成に取り組む地区を指定することを考えております。

なお重点地区については、あらかじめ住民及び利害関係人などの意見を踏まえ、地域の実情に応じた指定を行うとともに、住民や地域事業者と一体となった景観形成への取組を重点的に推進してまいります。

次に、御質問1－3につきまして答弁させていただきます。

景観重要建造物につきましては、南知多町景観計画に定められた景観重要建造物の指定方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物で国が定める基準に該当するものを指定することができます。

国が定める基準には、1つ目として、地域の自然、歴史、文化などから見て、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。2つ目として、道路その他公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであることとの設定がございます。

参考までに、令和4年度に実施した景観計画策定のための住民アンケート調査で地域で守っていききたい景観について質問したところ、建造物では寺院や神社が多く上げられました。

なお具体的な町の指定基準につきましては、国基準に基づき今年度中に設定してまいります。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

具体的な町の指定基準については、国基準に基づき今年度中に制定され、来年度以降に景観重要建造物を指定することとなると思いますけれども、なかなか住民にとっては景観重要建造物という言葉にもまだまだなじみがないと思います。参考までに、どのようなイメージで景観重要建造物を捉えていったらよいのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

御質問に答弁させていただきます。

文化財保護法の規定による重要文化財に指定されておりますので、今回の景観重要建造物に指定することはできませんが、尾州廻船内海船船主内田家のうち、いわゆる旧内田家住宅をイメージしていただけると住民の皆さんにもより分かりやすいかと思います。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

私の地元、大井に夏目医院がございます。昔はこの一部が郵便局として立派なものでありましたけれども、こういった建物についても景観重要建造物に指定される可能性がありますか。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

御質問に答弁させていただきます。

景観重要建造物に指定するには、所有者の同意や審議会の意見を聞かなければならないとする様々な基準がございますので、この場で指定されるかどうかの断定はできませんが、景観重要建造物に登録される可能性は十分にあるかと考えております。以上でございます。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－4につきまして答弁させていただきます。

景観重要樹木につきましても、先ほど答弁いたしました景観重要建造物の指定と同様に、南知多町景観計画に定められた指定方針に即し、国が定める基準に該当するものを指定することができます。

国が定める基準には、1つ目として、地域の自然、歴史、文化などから見て、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。2

つ目として、道路そのほか公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであることとの設定がございます。

景観重要樹木は、特に景観的な価値が重要視されており、樹木の姿が地域を特色づけるシンボルとなっていて、かつ誰でも容易に見ることができる樹木や地域住民にとって親しみや愛着の深い樹木などが指定の対象となります。

なお、具体的な町の指定基準につきましては、国の基準に基づき景観重要建造物と併せて今年度中に設定してまいります。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

具体的な町の指定基準については、国基準に基づいて景観重要建造物と併せて今年度中に設定するとの答弁でありました。

この景観重要樹木についても、景観重要建造物と同じようにまだまだ多くの町民がどのような樹木が指定できるのかイメージが湧かないと思います。参考までに、どのような地域に存在する樹木が景観重要樹木になり得るのか、教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

御質問に答弁させていただきます。

景観重要樹木につきましても、景観重要建造物と同様、所有者の同意や審議会の意見を聞くなどの基準が必須となっておりますので、景観重要樹木の指定を確約するものではございませんが、榎戸議員の地元である大井地区におきましては、旧大井小学校の体育館前にございますクスノキですとか、あと豊受神社、これはサービスセンターの横にございますが、豊受神社のイチョウなどが景観重要樹木の指定候補になるかと考えてございます。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

分かりました。

それでは、聖崎公園の河津桜も候補の一つになると思いますが、一度考えておいていただきたいと思います。

それと南知多町の中でとどのぐらい候補があるのか、もし分かったら、はっきりでなくてもいい、何か所ぐらいということをお願いしたいと思います。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

旧社会教育課が調査いたしました県の巨樹・巨木材調査というのがございまして、町内の大木ですとか、そういったものを一度調べてございます。

その調査の結果でございますが、町内に71ございます。以上でございます。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問1－5につきまして答弁させていただきます。

景観アドバイザーの主な職務といたしましては、景観法に基づく届出を行う場合の事前相談や、景観重要建造物または景観重要樹木の所有者に対する助言または指導、住民、事業者及び今後設置予定の南知多町まちなみ景観審議会に対し、良好な景観形成の見地から情報提供や専門的な助言などを行います。

また、景観アドバイザーは、都市計画、建築、造園、土木、造形または色彩に関して専門的知識、または経験を有する方の中から町長が委嘱いたします。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

さて、景観アドバイザーの選考についてはどのような方に委嘱をし、お願いをする予定ですか。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

御質問についてお答えいたします。

景観アドバイザーにつきましては、現在２名の方に委嘱をする予定をしております。

景観に関する専門的知識を有する方１名と景観デザインに関する専門的知識を有する方１名の委嘱を現在検討しております。それぞれの部門においてふさわしい方を愛知県公園緑地課と相談しながら登用をしていく予定をしております。以上でございます。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問１－６につきまして答弁させていただきます。

南知多町まちなみ景観審議会は、良好な景観の形成に関する事項を調査及び審議することを目的に設置し、専門的知識及び経験を有する方、各種団体の代表者またはその指名する方、公募による町民など１０名以内で構成されます。

また、委員の報酬は南知多町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定により日額６,３００円でございます。以上です。

（１１番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○１１番（榎戸陵友君）

まちなみ景観審議会について公募による町民については、どのような募集方法により行う予定ですか、お聞かせ願いたい。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

御質問に答弁させていただきます。

公募による町民につきましては、現在２名の方を公募する予定をしております。

なお、募集につきましては、広報「みなみちた」２月号、町公式ホームページで募集を行う予定をしております。以上でございます。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問 1－7 につきまして答弁させていただきます。

南知多町まちなみ景観条例に関連する景観法、建築基準法、都市計画法、愛知県屋外広告物条例などの法令等において、違反行為者には懲役、罰金、過料といった罰則規定がありますので景観条例には規定を設けておりません。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

罰則規定をあえて設けなくても景観法等の関係法令で適正なまちなみ景観条例の施行ができるとの判断だと思います。

勧告等を受けた者が正当な理由がなくこれに従わない場合の公表については、具体的にどこで公表する予定なのか、教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

御質問に答弁させていただきます。

勧告等を受けなかった者が正当な理由なくこれに従わない場合につきましては、町公式ホームページで氏名等を公表する予定をしております。以上でございます。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、御質問 2－1、2－2 につきましては関連する内容になりますので、併せて答弁させていただきます。

大井漁港前の国道沿いの緑地帯につきましては、国道247号の道路整備事業と併せて、昭和58年から62年にかけて漁港改修事業にて町が整備を行った1,589平方メートルの漁港緑地で町所有の施設です。

次に、御質問 2－3 につきまして答弁させていただきます。

除草や清掃などの維持管理につきましては、毎年大井区と管理委託契約を締結し、約6万円の委託費用で緑地内の清掃、草刈り、草取り、散水、ごみ拾いを3か月に1回程度、年4回実施していただいております。

次に、御質問の２－４につきまして答弁させていただきます。

植栽管理などの維持管理につきましては、議員御指摘のとおり管理が行き届いておらず、近年は職員が枝払いなどを行って対応しておりました。しかし、樹木の数も多く、負担も大きいことから大井区とも協議し、景観などの観点からも、不要となる樹木の伐採について現在実施に向けた検討を行っているところでございます。

管理する樹木を厳選することで草刈りなどの管理もしやすくなり、経費節減や維持管理の負担軽減につながるものと考えております。

今後も、町民や観光客が美しい景観を楽しめる沿道空間の環境づくりに努めてまいります。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○１１番（榎戸陵友君）

１つだけ伺います。

答弁では実施に向け前向きに検討しているとのことですが、具体的な実施時期はいつ頃になりますか。

○議長（鈴木浩二君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

御質問のございました具体的な実施時期につきましては、現在のところ令和７年度予算への予算計上を計画しておりますので、来年度中に実施する方向で調整中でございます。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○１１番（榎戸陵友君）

ありがとうございます。

既に樹木の伐採については実施に向け調整中であり、令和７年度予算に計上予定ということととてもありがたく思います。

今、大井の国道沿いには、夜になると大井まちづくり協議会と大井観光協会による冬

の風物詩イルミネーションが輝いていてとてもきれいです。まさにその場所が今回質問した緑地帯です。

先ほども話したように、信号より北側は整備されてきましたが、南側は放置されてきました。以前は近くの住民が様々な花をおのおのに植え、とてもきれいになっておりました。しかしながら、そういった人たちが高齢化をしたり、亡くなったりして、手つかずとなり、樹木が生い茂るようになりました。ここ数年は特にひどく、以前町に堆積した枯れ木の中の蜂の巣の駆除もお願いしたこともあります。

そんな中、イルミネーションのときは設置場所のみ除草しますが、なかなか広範囲でもあり、大きな木もあり、全てを整備することはできません。いつの間にか元の状況に戻ってしまいます。見かねて今年の夏に一度、町に除草をお願いしたところ、職員の方が汗を流して対応していただきました。その節はありがとうございました。

そこで、そろそろとにかく一度本格的な整備のお願いをしたいなと私も考えておりました。

私がこの一般質問の原稿を提示したのは10月下旬でございますが、この1か月ほどの間かまたそれ以前からかは定かではありませんが、町のほうでも整備に向けて検討を始めていて、私は今日この本番でお願いしたわけでございますが、偶然にも考えが同じ方向を向いていてうまくマッチングしたなと少し驚いております。ぜひ整備をお願いいたします。できましたら、雑木などの根もしっかりときれいに取り払っていただきたいと思います。

春は桜並木、冬はイルミネーションと町民や観光客が美しい景観を楽しめる空間として、大井のまちのメインストリートはいつまでも輝いていてほしいと願うばかりです。

これで私の今回の一般質問を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

以上で榎戸陵友議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時ちょうどいたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 10時49分 〕

〔 再開 11時00分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では原稿の朗読にし、再質問については自席で行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

質問事項1．公共施設再配置計画ロードマップの見直しについて考えるです。

町は、9月に南知多町中学校新校舎建設に係る再検討についての文書を各家庭に配付しました。

そこでは、令和10年4月に南知多中学校の学校を移設するという計画は断念するとし、建設場所、時期を再検討すると同時に、全ての公共施設の再編について総合的に見直しを行うとしました。この間の経過と、そして今後の建設に向けての質問をしていきたいと思います。

(1)新中学校建設では設置、管理、廃止に関する学校に係わる行政は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき実施しなければなりません。学校建設については、まず教育委員会で話し合い、決定することが必要であります。令和10年に建設すると町民に約束した事業を9月の発表では断念すると町民に通知された。いつの教育委員会で話し合い、そして決定したのか。

(2)町長と教育委員会が教育政策の協議・調整をする総合教育会議は9月までの中学校計画断念発表に向けていつ会議を実施し、協議・調整したのか。

(3)今回の断念の説明文書には、全ての公共施設の再編について総合的に見直しを行うとしております。

それならば、教育委員会はもちろん、この再編の見直しのためには、令和5年1月から令和6年3月までの5回の南知多町公共施設再配置検討委員会で審議・策定したように、今回の建設場所、時期等の再検討、見直しも含め、広く町民等が参加できる南知多町公共施設再配置検討委員会をもう一度立ち上げ、公開の場で審議すべきではないか。

質問事項2．予防接種の充実を。

帯状疱疹は加齢に伴い増加する傾向にあります。50歳を境に発症率が急に上昇し、70歳以上で発生頻度は1,000人当たり10人以上となる。帯状疱疹後神経痛等の後遺症により長期間苦しむ患者が多いので、ワクチン接種による予防も重要とされており。

(1)自治体キャラバン資料によれば、知多半島で帯状疱疹予防接種の補助が計画され

ていないのは、半田市、常滑市、南知多町だけです。接種費用の負担を少なくし、希望する人が全て予防接種ができるように助成制度の創設が必要と考えるがどうか。

質問事項 3. 障害者控除認定の充実を。

今年も確定申告の時期になっております。自治体のキャラバンの資料によれば、本町における障害者控除認定は、対象者が申請することを条件にしているため、美浜町381人、武豊町1,527人に比べ、南知多町は93人と認定者が極端に低い状況となっています。

以前の一般質問でも指摘しましたが、まだ改善されておられませんので、障害者手帳の所持に関わらず、要介護認定者を町長が税法上の障害者と認めれば、障害者控除認定を受けることができます。県内の50市町村が税法上の障害者控除の対象としている。本町も2点その改善を求めます。

(1)全ての要介護認定者、障害者、高齢者自立度A以上の人に障害者控除対象者認定書を自動的に個別送付する施策を導入すべきと考えるがどうか。

(2)少なくとも、介護認定が3以上の方で、役場窓口を訪れて申請ができない方に配慮し、障害者控除対象者認定書を個別送付することが必要ではないでしょうか。

質問事項 4. ジェンダー平等社会を目指して。

ジェンダー平等は、誰もが人間らしく尊厳を守って生きられる社会の前提である。南知多町の若者、女性、外国籍の人など様々な多様性のある人が活躍できる町になることが必要であります。

第2次南知多町男女共同参画計画から役場の取組を質問いたします。

(1)子育てと仕事の両立ができる町として、まず役場が率先して働きやすい環境づくりが必要であります。役場内の職員1人当たりの2023年度に年休を取得した日数はどれだけか。

(2)役場内で管理職以上における女性の占める割合を国は30%程度としております。町の現状は今どうなっているか。

(3)男性の育児休業の取得は何人で、何日の取得となっていますか。

(4)法令・条例に基づく審議会等への女性の登用率は今どれだけか。

質問事項 5. 育休退園制度の改善を。

下の子が生まれて保護者が育児休業を取得した際、上の子が保育所を一旦退園となる、育休退園は、自治体キャラバン資料によれば、南知多町は2023年度中に1歳児で1人育

休退園を実施している。

以下、改善を求めて質問します。

(1) 育休退園は、子どもが慣れた環境、子どもが集団から離れざるを得ないという問題からも、乳幼児の子育ての保護者が孤立しがちな問題からも見直しが必要であります。国の方針として、こども誰でも通園制度を推し進めている中、育休退園は矛盾しております。定員枠が余裕のある本町保育所に対しては、直ちに育休退園制度は改善すべきと考えますが、いかがでしょうか。

再質問については、自席で行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

御質問 1－1、1－2 につきましては、私、教育部長から、1－3 につきましては総務部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問 1－1 につきまして答弁させていただきます。

新南知多中学校の建設に関しての教育委員会との話合いにつきましては、まず令和 6 年 3 月 29 日に開催した町総合教育会議の場において、町部局と教育委員会で協議しております。

本来、教育に関する内容につきましては教育委員会で協議後、町部局と協議するものですが、この内容につきましては、財政に関わる内容でもあるため、この場で町部局からの説明を受けました。

協議の内容につきましては、建築資材、人件費の高騰に加え、のり面補強費用が必要となったため、学校建設費が大幅に上昇したこと、このまま事業を進めると新校舎の令和 10 年開校は難しい状況であること、建設の計画や財政的な問題に対して 1 年間検証する期間を設けたいこと、こちらを確認し、新年度早々、地域の代表であられる区長の皆様に同様の説明を行った後、住民説明会を実施することを説明、了承されました。

その後、この件につきまして、4 月 9 日に行われた区長代表者会及び 4 月 18 日に行われた区長全体会において説明をいたしております。また、住民説明会につきましては、5 月 20 日に日間賀島で、5 月 25 日の午前と午後の 2 回に分けて役場本庁舎にて、5 月 29 日に篠島において開催し、皆様から御意見をお聞きいたしました。6 月 25 日の定例教育委員会では住民説明会の結果について報告、委員の皆様からも、建設場所の問題、建設

時期の問題、町財政への影響など御意見をいただいております。

これらを受けまして、7月24日の定例教育委員会におきまして、新南知多中学校建設に係る再検討についての中で、旧豊浜中学校用地に新校舎を建設し、令和10年4月に南知多中学校を移設する計画は断念すること、建設場所、建設時期については、旧豊浜中学校用地を含め再検討すること及び全ての公共施設の再編について総合的に見直しを行うことについて説明、了承していただいております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

今るる説明がありましたが、私が質問したことは、断念するとしたことをいつの教育委員会で開いて審議し決定したのかと聞いております。

昨年度の3月29日の総合教育会議は教育委員会ではありません。手続上民主主義の問題として、私は今回問題にしているわけですが、まずは一般行政と教育行政はそれぞれの成り立ちが違います。まず教育委員会がしっかりとこの断念するということをする財政当局からも説明を受けて、そして教育委員会として断念するという形で決めることが先であります。本年度の教育委員会の正規の議題でも断念するという議題は一度も上げられておりません。昨年度の3月29日のこの説明だけであります。

町も学校設置を教育委員会が審議し、決定するときの基本的な法律を認識されておられると思いますが、再度確認をいたします。

その前に、3月29日にどういう話合いがされておったのかということをする確認をしたいと思います。

3月29日金曜日、1時40分から第3会議室で石黒町長、高橋教育長、それから山下教育長職務代理者、吉原さん、折戸さん、内田さんの教育委員の方々が参加され、そして総務部長、滝本企画財政課長、鈴木教育部長、鈴木教育課長、森社会教育課長、指導主事が参加されておりました。

その議事録を見てみますと、大事なところは何かということ、断念するということは決定されていないんですよ。特に教育委員の方が大事な質問をされております。

今、鈴木教育部長から言われたような非常に財政的に厳しいんだと、そういうことは説明されておりました。それを受けて、教育委員のほうから、建設予定地が山の上とい

うことでのり面保護工事が必要ということですが、場所については旧豊浜中学校で変更はないですかの質問に大岩総務部長が、はい、旧豊浜中学校で進めていきます。また、山の上だからでなく、当初、旧豊浜中学校建設地形から地山と考えていましたが、地質調査をした結果、グラウンド西側斜面や校舎北側斜面が地滑りするおそれがあると判断されたため、子どもたちの安全・安心を確保するため、のり面工事が必要となりました。

町長も、計画どおり旧豊浜中学校に建設する上で、どうしたら建設できるか考えていきますと、このように答えているんですね。

つまり、この3月29日の総合教育会議には断念するというようなことは決めていないんです。それは、ましてや旧豊浜中学校に造りますよという、そういうふうな計画ですよ。町長も答えているし、それから、それぞれ教育委員の質問に対して、大岩総務部長もそうやって答えておられる。

なので、やはりこれは問題だと思います。教育委員会で決めていないものを無理やり今部長が答えられましたけど、やはり基本を一度確認しておきたいと思います。

学校設置の行政ですね、地方教育行政組織及び運営に関する法律の21条の第1の職務権限に関わる内容です。それは、いわゆる学校設置の状況については、この地方教育行政組織及び運営に関する法律に従って進めるということによろしいですね。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

はい、議員のおっしゃるとおりですね。法律に従って進めていくべきものと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、結局そういうふうな形で教育委員会として決定されていないという、そういうことはそのまま今住民に対して周知されちゃっているわけですけど、やっぱり手続上の瑕疵があったということをお認めになりますか。

○議長（鈴木浩二君）

教育長。

○教育長（高橋 篤君）

ただいまの質問に対して答弁させていただきます。

令和6年3月29日の総合教育会議の資料では、令和10年3月までに新校舎建設を終え備品等の搬入を完了するスケジュールが示されていました。その資料では、令和7年度途中までに建築基本構想、基本設計、実施設計が完了していなければならない計画でした。

それが1年の検討時期を必要とするということになれば、当然、令和10年4月の南知多中学校建設は不可能ということは、教育委員の皆さんは理解していたと思います。このことは、挙手等の議決は取っていないものの、令和10年4月の移設はできないということを経済認識したと私が判断したものであります。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

教育長が判断して、それで行政の中身が通用していくものでしょうかね。私は違うと思いますね。

教育委員会というのは、いわゆる独立した、自主的な行政機関です。なので、教育に関わった学校設置、特に管理、廃止、そういう内容については、まず教育委員会が決めていくというのは、これが職務権限、地方教育行政組織運営に関する法律の第1条の21条の1のその職務権限の中に書かれております。

だから、それをしっかりと教育委員会として決定していくということが本当に大事なことはなかったかというふうに思っております。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1－2につきまして答弁させていただきます。

町総合教育会議につきましては、御質問1－1でも申し上げましたとおり、令和6年3月29日に開催され、新南知多中学校建設についてを議題として協議が行われました。その中で、建築資材、人件費の高騰に加え、のり面補強費用が必要となったため、学校

建設費が大幅に上昇したこと、このまま事業を進めると新校舎の令和10年開校は難しい状況であること、建設の計画や財政的な問題に対して1年間検証する期間をいただきたい旨を説明した中で、町部局、教育委員会相互において現状の認識、確認をしております。

また、町総合教育会議の中で、地域の代表であられる区長の皆様に同様の説明を行った後、住民説明会を実施することを説明、了承されました。

総合教育会議につきましては、3月29日に行われた会議のみですが、総合教育会議で協議した内容に沿った形で住民説明会を開催、多くの意見をいただきました。その後、先ほども申し上げましたとおり、定例委員会での協議を経た後、再検討の結果の中で、旧豊浜中学校用地に新校舎を建設し、令和10年4月に南知多中学校を移設する計画は断念するとしたものであります。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

3月29日の決定を絶対化したいようではありますが、この3月29日の決定の前に、本来は教育委員会を開かなくてはいけないんです。この日の議事録をちょっと調べてみますと1時40分から総合教育会議をやられて、その後で2時20分から教育委員会を開いているんですよ。これ本来あべこべなんですよ。教育委員会を先に開いてから、そこで断念することを決めて、そして町長が入った総合教育会議の下で決めていくという、すっぱしちやっているんですね。

だから、行政の運営上の問題からも、簡単にやりたいというふうなことは思ったかもしれませんが、手続上の民主主義をしっかりと確保する上では、やはり丁寧な法律にのっとったような行政運営をしていくことが必要だというふうに思いますので、ここにありますように2時20分からの南知多町の教育委員会、これは3月29日です。そのときの教育委員会には最後まで学校建設に関わった内容は一つも出てきません。やはり総合教育会議の1つの断念とした決定も、ここではどうしても無理があると思いますね。

やはり総合教育会議というのは協議と調整ですから、町長側といわゆる調整をする。財政的な問題については、町長と財政部局との調整をしていく必要があります。当然、今の教育委員会だけでは学校をつくるよということは決めることができるけれど、しか

し、財政的な問題については、当然相談しなければできません。だから、調整が必要なんです。協議ではありません。協議というのは自由に物を言うことです。

この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の2つの項目があるんですけど、調整が必要なんですね。その調整のための教育委員会の決定が前提としては必要だったわけですが、これがされていなかったということは、やっぱり問題があったんではないかというふうに思います。

再度この本年度、総合教育会議を開いて、もう一回、手続上の民主主義の問題でやり直すことが必要じゃないかと、そういうふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

新南知多中学校の建設、こちらに関する案件につきましては、現在、今後の整備方針等を1年間の期間をいただいた中でどのようにするかを検討している途中でございます。検討途中の審議につきましては必要のないものだと考えておりまして、教育委員の皆様とは共通認識の下、協議を進めているものでございます。

今後、計画が確定次第、教育委員会において審議をする予定をしておりますが、どういった場合に審議が必要だとか、協議・調整が必要だとか、順番がどういうものか、そういったものにつきましての在り方について、再度検証させていただきたいと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

戦後の教育委員会法の原則は何だったかというのと、戦前の独裁的な軍事国家に基づいて、子どもたちを戦争に巻き込み、特攻兵士に仕立て上げていったと。この反省から教育行政は独立する、そして自主的なものであり、そしてまず民主的なものであると、こういうものの原則としてつくり変えられたんですね。

だから、一般行政と教育行政は別のものとして考えていくと、確かに連携はあります。関連はあるから、今回の法律が変わったことによって総合教育会議というのを設けられて、そしてそこで町長との調整機関をつくると、これまではそんなものはなかったです

よ。

だから、そこら辺のところはつくられたわけですがけれども、実際にはそこら辺の動きを教育委員会としてしっかり認識していただかないと危ういものになってしまうと思います。まずは教育委員会は教育委員会として独立しているんです。だから、そういう立場から物事を決定してください。

1つ、7月24日の定例教育委員会において説明したというふうに言われたので、私も見てみましたところ、7月24日、この再配置の問題についての説明を教育委員会が終わった後に最後に議長の高橋さんがこういうことを言われました。事務局のほうから南知多中学校に関わる再検討資料に従って説明した今後ホームページなどで周知したいので、それを説明したいと。

だから、教育委員会の議案として出ていないんですよ。議案としても出されていないと。本当にここは軽く見られているというか、教育委員会が、そういうふうな扱い方でしかなくていいんですよ。

なので、やはりこの総合教育会議についてもしっかりと適正な民主主義を確保する上ではちゃんと教育委員会が決め、そして総合教育会議でもしっかりと町長と話し合って、正式にこれは決めましたよということを言わないと、これちょっと恥ずかしいことじゃないかというふうに私は思うんです。

なので、もう一度総合教育会議を開いて再決定することが必要ではありませんか。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

先ほどから内田議員も言うておりました総合教育会議というものは、協議及び調整するところでございまして、決定する機関ではございません。

そういったところからも再度、今現状ですね、令和10年4月に移設するという計画につきまして、町部局も教育委員会と一緒に住民説明会に出席した中で、10年の開校は難しいと、延期になると、延期させたい、延期したい、そういったものを説明しているような状況でございます。そういった中で、再度総合教育会議を開く必要性はないものと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ぜひとも教育委員会とそれから一般行政との区別と関連、この問題についてはしっかりと今後も反省して取り組んでいただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－3につきまして答弁させていただきます。

令和6年3月に策定した南知多町公共施設再配置計画は、学校関係施設については教育委員会の計画を反映しております。そのほかの施設は、町全体の施設配置、建築年数、利用状況などから計画をしております。学校につきましては、教育委員会において町財政状況を踏まえ、計画の見直しを進めていくものであり、保護者をはじめとする町民の御意見を伺い、決定していきます。

再配置計画においては、学校の計画に付随して実施時期が定まる施設を除き、当初計画を基本として、前倒し実施などを検討しております。

総合的な見直しについては、新中学校建設時期の変更により影響を受ける施設について見直すもので、再配置計画を一から全て見直すものではございません。町の財政状況も考慮する必要もあることから、総合的に見直しが必要としております。このため、もう一度再配置計画検討委員会を立ち上げるのではなく、計画の修正案をお示しし、町民の皆さんの御意見をいただくことで進めてまいりたいと考えております。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

公共施設再配置計画委員会は立ち上げないということだそうです。

住民説明会の教育委員会や町の再修正案の作成のために開かれた会議ですね、そういう場をどのようにして保障していくつもりでしょうか、お答えください。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

それでは、ただいまの内田議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの部長の答弁でも述べましたとおり、計画の修正案を作成し、住民にお示しをし、意見をいただくこととしております。

この修正案は、年度末までに策定することを予定しております。年度明けからの住民説明会において、広く各団体、階層の声をお聞きし、取り込める声は計画に反映をしていきたいと思っております。こうした方法で住民説明会前ではなく、住民説明会を住民に開かれた会議の場として意見をいただいきたいと考えております。以上です。

（6 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

私が今言っているのは、再修正案をつくる上でも、やっぱりより広い声を集める必要があるんじゃないかと思うんですね。

修正案を示す前のその会議というか、それをもうちょっと広い、誰でもが参加できるというか、取りあえず町民に対しては中止しますよということを発表しちゃったわけですから、いろんな人の意見があると思うんですよ、だからそういう人たちの声を、一部の人の声じゃなくて、広い人の声を集めるためにはどういう工夫をしていきますかということですよ。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

ただいまの内田議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの部長の答弁にもございましたように、総合的な見直しといいましても、中学校建設に付随して変更になる計画の修正ということを基本に考えておりますので、そういった部分について町からまず計画の修正案をお示しして、その後、住民説明会にそれをお示しして、いろんな学区の方やまちづくりの関係の方、高齢者の方、若い方も含めて、そういった方、多くの方から御意見をお聞きして、計画に反映できるものは反映していきたいと考えておりますので、この検討委員会を立ち上げずに修正案をつくっていく考えには変わりございません。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○ 6 番（内田 保君）

修正案の原原案、住民に示す住民説明会をやっていく上での原原案をつくる上でも、一部の人の意見だけじゃなくて、やっぱりより多くの幅広い声が反映できるような修正案をつくる必要があるんじゃないかというふうに私は思っているんですね。なので、またそこら辺のところをよく検討してください。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問 2－1 につきまして答弁させていただきます。

議員より御提案をいただきました带状疱疹ワクチン接種につきましては、予防接種法に基づかない自治体独自で実施する任意接種でございます。

带状疱疹ワクチンの助成に係る要望については、町保健センター運営協議会委員や地元医師などを介して町民からの声が届いており、保健センターへ助成の有無の問合せもありますので、本町におきましても実施に向けた検討を進めているところであります。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○ 6 番（内田 保君）

助成の実施は、町民に対して大変喜ばれると思う内容であります。

助成の内容について質問します。

多くの市町ではシングリックス、不活化ワクチンですね、ビケン、生ワクチンです。それぞれ助成の対象としております。どの程度の金額で南知多町としては今考えておるのか、お答えください。

○議長（鈴木浩二君）

健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木和芳君）

ただいまの御質問に対しまして答弁させていただきます。

先ほど部長が答弁したように、現在実施に向けて令和7年度から予算化できるか検討している段階でございますので、まだ詳細は決まっておりません。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

大変前向きな回答で、町民も大変喜ばれると思います。

ただ、多くの自治体がシングリックスとビケン、それぞれ別々の補助をちゃんと対象としておりますので、ぜひともこの辺のところをまた検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問3－1につきまして答弁させていただきます。

平成30年度から前年度に障害者控除対象者認定書を発行した方について、要介護認定の基礎資料を確認の上、対象者には事前に障害者控除対象者認定書を送付しております。

なお、要介護認定者全員に送付する考えは今のところございません。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

最初の私の一般質問でも紹介させていただきましたように、南知多町は要介護認定者1以上はこの2022年のデータで783人いて、そのうちの93人だと。美浜町は752人いて381人です。武豊町は1,003人いて1,527人。これは極めて武豊町は要介護1、要支援1、2ぐらいまでも発行していると、こういう状況があるわけですね。

なので、やはり町民の立場からとってみると、確かに要らないという方もいるんだと、非課税の方でね、そういう方も中にはいるでしょう。ただ、そこら辺の問題については上手に調整していけば、出せるわけですので、確かに郵送料の余分な負担があるとか、

そういう問題も出てくるかと思いますが、町民の利便性を考えた上では、ぜひともそこら辺の問題は前向きに検討していただきたいというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

仮に障害者控除の対象者となったといたしましても、障害者控除対象者認定書がその全ての方の申告に必要なことから、現時点で取扱いを変更する考えはございません。以上です。

（6 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

なかなか難しい部分もあるかと思いますが、町民のためにとってみると、何が必要なのかということは本当に大事なところじゃないかと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問の3－2につきまして答弁させていただきます。

繰り返しになりますが、障害者控除対象者認定書は必ずしもその全ての方が申告に必要なことから、現行の取扱いを変更することは今のところございません。

窓口に来られない方で新たに認定書が必要な方については、郵送や代理による申請も可能となっておりますので、そちらを御活用いただきたいと考えております。以上です。

（6 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

私は、大変冷たいなという感じがします。

この自治体キャラバン資料を見ても、かなり結構な自治体で、三好町は1,108人の対

象者で1,383人、弥富町は1,318人なのに1,286人、愛西市も2,381人を対象に2,287人、それから阿久比町でも743人だけど916人に出しているんですね。それから、蟹江町も1,081人で1,115人で、確かに今言われたとおり、非課税の方で無駄になるような場合もあるかもしれません。

しかし、税務課と調整して連携を取れば、この人は要らないねと、そういうことはもう明確に分かるわけですので、そこら辺はちゃんと要するに区別をして個別送付をすればいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

新規や更新で介護認定を受けた方につきましては、通知の中で障害者控除認定についてのお知らせを行っております。引き続き、必要な方に申請いただきますよう、障害者控除対象者認定書の制度について周知に努めてまいります。以上です。

（6 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

この問題はやはり障害者にとってみると、本当に税金の控除の対象になるかどうかという、そういう喫緊の課題にもなっております。なので、ぜひとも町として前向きの再検討をしていただきたい、そういうふうに思っております。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 4－1 について答弁をさせていただきます。

2023年度の役場内職員 1 人当たりの年休取得日数は14.3日であります。

（6 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

今現在14.3日という回答をいただきましたが、春の自治体キャラバン2023年、自治体で働く職員の育休代替職員正規配置の状況、年休取得の日数、勤務時間管理の状況では、そこでの回答は12.0日と回答しております。どちらが正しいのか。また、保育士、園長などの育休取得日数はまだどれだけなのか、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（坂口増和君）

議員御指摘のように、2023年に実施された春のキャラバンのアンケート調査におきまして、12.0日と回答しておりますが、その回答した日数につきましては、2022年度、令和4年度の実績数値となります。よって、2023年度、令和5年度の実績といたしましては、先ほど部長が答弁した14.3日が正しい日数となります。

次に、保育士の年休取得状況につきまして、2023年度、令和5年度実績で答弁させていただきます。

所長のみの年休取得日数は平均で14.0日となっております。所長を除く保育士の年休取得日数は平均で14.9日となっております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問4－2につきまして答弁をさせていただきます。

役場内の主幹を含む管理職は、本年11月末現在で32名であり、そのうち女性が6名で、割合としては18.8%と低い数値となっております。

南知多町男女共同参画計画において、町は率先して管理職への女性登用を推進しておりますので、引き続き人事評価結果を考慮しつつ、登用の推進を実施してまいります。

また、女性職員に向けた女性の活躍推進セミナーやキャリアアップ研修など、研修への参加も推進してまいります。

（6 番議員 挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

町は、特定事業主行動計画、女性活躍推進法に基づく管理的地位への女性職員の登用は令和6年30.3%としております。

しかし、町の第2次南知多町男女共同参画計画の15ページでは、一般行政職は6.9%と現状を示すだけで、目標が非常に曖昧になっております。参画計画を見直して、例えば現状、特定事業主行動計画で示した30.3%という明確な目標を書き込むべきではありませんか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（坂口増和君）

議員おっしゃるとおり、現在、南知多町男女共同参画計画においては、女性管理職の登用の目標値は示されておられません。

計画に目標値を示すことにつきましては、行政の立場として、町が率先して女性職員の管理職への登用を推進する意思を示すこと及び役場組織内の意識醸成につながると考えておりますので、次回の計画改定時には目標値を明記したいと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ぜひとも男女共同の役場、そこから変わってきているんだということを示す上でも、本当に積極的に努力していただきたいとこのように思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問4-3につきまして答弁させていただきます。

2023年度の男性育休の取得状況は、子が生まれた職員5名のうち1名が育休を取得したため、取得率は20%となりました。取得日数は149日で、期間としては約5か月間あります。

なお、今年度については、現時点で子が生まれた職員2名のうち1名が取得しており、

取得日数は92日で、期間としては約3か月間であります。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

2023年度中は5名中1名のみと20%だったそうであります。あとの4名の方はなぜ取得をされなかったのでしょうか。この4名の方に対して、町としての男女共同参画の方針はどのようにアドバイスされたのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（坂口増和君）

育休を取得しなかった職員4名にアンケートを実施し、その理由を聞いたところ、自身の業務が忙しくて育休を取得できなかったと全員が回答されました。

この職員4名には個別に育休制度を説明しておりますが、その際に併せて男女共同参画計画の推進項目でございます男性の育休参加の推進やワーク・ライフ・バランスの推進の重要性についても併せて説明を実施しております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ありがとうございます。

一応、町としてはこの4名の方に対してはそれなりの説明はされたと、しかし忙しくて取れなかったと、よくあることですね。やはりこの忙しい中で取れなかったということで終わらせてしまうのは、これはよくないだろうというふうに私は思うんですね。なので、どこかで研修をするなり、町としてはこういう方針を持ってやっているんだからぜひとも取ってください。こういうふうな形での説明をすることが必要というふうに思いますが、そこら辺の決意というか、取決めというか、そういうものはどのようにされていますか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（坂口増和君）

男性の育休推進というところでございます。

町としての推進体制ということで、今現在、係を廃止してグループ制というところを取り組んでおります。それには事務の協業体制というのか、主担当、副担当1人が受け持つんじゃないよと、1人がいなくてもほかの人でも対応できるよというような事務の協業体制を今取り組んでおるところでございます。また、業務が忙しくて取れなかったというところにつきましては、今後その事務事業に見合った適正な人員配置というところもまた推進していきながら、男性育休が取れるように推進してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問4－4につきまして答弁させていただきます。

令和6年9月1日現在、審議会などの委員数の合計444名に対し、女性委員の数は76名で、女性登用率は17.1%となっております。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

2018年に作成したこの計画は、2024年で20%、2031年で30%とするというふうにしております。

この目標はある面で低過ぎるのではないかと思います。本来半数いてもおかしくない女性参加を増加させるための目標の見直しが必要ではありませんか。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

ただいまの質問に答弁させていただきます。

議員のおっしゃるとおり、他市町と比較しても目標値が低いことは認識をしております。また、実績値が低いのも現状でございます。

第2次南知多町男女共同参画計画は、「だれもが「自分らしく」いきいきと暮らせる

まち」を計画の目指す姿としております。男女共同参画社会とは、全ての人が尊重され、性別に関係なく意欲や能力に応じて活躍できる社会です。

今後は、計画策定時にも関わってもらっております町の女性団体連絡協議会にも意見をお聞きし、この目標値の見直しも含めて、計画の見直し等について検討をしてみたいと思います。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

特にこういう女性参加を増加させるためには、やはり公募制度というか、こちらから依頼をするという方ももちろん必要だというふうに思うんですが、委員を募集するという、そういう制度は今後も数としては増やしていく予定なのかどうか、そこら辺をお聞かせください。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

先ほども私の答弁の中で申し上げました男女共同参画社会といいますのは、全ての人が尊重され、性別に関係なく意欲や能力に応じて活躍できる社会であることを実現するための計画だと思っております。

もちろん計画上の目標値を上げることはできるんですが、現状も踏まえまして、それに合った目標値等を検討してみたいと思っております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

南知多町ではどうしても男性社会というか、そういう社会になっておりますので、ぜひともこれを改善するためにも役場の努力が本当に必要かというふうに思います。

じゃあ、次お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問 5－1 につきまして答弁させていただきます。

本町では、これまで保育所を利用しているお子さんの保護者が出産による育児休業をした場合は、原則として保育の必要性がなくなったと判断し、3 歳以上児は認定を変更して特別利用保育とし、3 歳未満児は保育所を退所していただいていた。

しかし、保護者の要望や本町の出生数及び保育所入所児童数の減少並びに在園しているお子さんの発達上、生活環境の変化が好ましくない場合など総合的に勘案し、子育てしやすい環境を整えることを目的として運用を見直します。

令和 7 年 4 月より、保育所を利用しているお子さんの保護者が出産による育児休業を取得した場合であっても、お子さんは引き続き保育所を利用できることとなり、該当するお子さんのいる保護者には随時相談を行っております。以上です。

（6 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

改善されることは大変よいことで、ぜひ進めていただきたいと思います。

その場合、過密労働にならないようにするために、保育士の働き方、増員などはどのように考えておりますか。

○議長（鈴木浩二君）

健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木和芳君）

ただいまの質問に対しまして答弁させていただきます。

最初に、今回の制度改正による影響として育休退園となった方の実績としては、昨年度が 1 件、今年度がゼロ件でありますので、保育士の体制としてはあまり影響はないと考えております。

しかし、今後 3 歳児未満のお子さんを保育所に入所希望のある方には、できる限り入所できるようにするために、保育士等の人材確保や施設改修を進めていく予定です。以上です。

（6 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○ 6 番（内田 保君）

ありがとうございます。

ぜひとも子育てがしやすい南知多町として発展できるようによろしくお願いいたします。

また、併せて様々な施策、この間 5 つ質問させていただきましたけれど、やはり住民が納得できるそういう施策をそれぞれの行政組織が責任を持ってやっていただきたい。よろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

以上で内田保議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 12 時 00 分 〕

〔 再開 13 時 00 分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、10 番、吉原一治議員。

○ 10 番（吉原一治君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項 1. 地域おこし協力隊の積極的な活用を。

これまでは私はふるさと納税について質問をさせていただきました。昨年度は約 5 億円の寄附があり、非常に多くの寄附が集まっていると実感しました。これは事業者の協力や町職員の頑張りはもちろんのこと、町長のリーダーシップ、フットワークもとても大きかったのではないかと思います。

ふるさと納税と同じ総務省の制度に地域おこし協力隊があります。地域おこし協力隊とは、都市地域から地方地域に住民票を異動し、地場製品の開発、販売、PR など地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援など地域協力活動を行いながら、その地域の移住定住を図る総務省の取組です。この制度も、町長のリーダーシップまたは自治体の取組方次第で、南知多町に大きな恩恵を与えるものと思っております。

ふるさと納税で稼いだ資金をどのような事業に資金を投入していくか、町長、副町長、担当課室長や関係する職員の皆さんの知恵の出どころ、腕の見せどころだと思います。このような観点で一般質問をさせていただきます。

(1)地域おこし協力隊は、平成21年度に創設された制度であるが、令和5年度の隊員数は全国で7,200人となっている。南知多町では今まで地域おこし協力隊の採用実績はあるか、また愛知県内の活用状況はどうか。

(2)地域おこし協力隊に係る総務省の財政支援として、特別交付税措置があると思うが、どのような財源措置か。また、特別交付税措置を受けるためには地域の要件があると思うが、本町の地域要件はどうか。

(3)地域おこし協力隊の制度を積極的に活用し、南知多町の漁業・農業施策、産業施策、移住定住政策等を加速させるべきだとの立場で、今後本町は地域おこし協力隊の制度を積極的に活用して、隊員の受入れを推進していく意思があるか、方針をお伺いします。

(4)地域おこし協力隊の制度を積極的に活用していくためには企画財政課、産業振興課などの部署をまたいだ協議や企業、団体との連携が必要であり、南知多町に合った制度の設計が必要だと考えます。まずは研究や議論を進めていただきたいと思うが、制度設計の進め方や組織体制について方針があればお伺いいたします。

質問事項2. 買物難民問題の解決のための店舗誘致施策について。

本町における買物難民問題は、高齢化や人口減少などの要因により深刻化しています。特に高齢者や車を持たない町民にとって日常の買物に支障をきたす状況が続いております。地域住民の生活の質に大きな影響を与えています。

このような状況においては、令和5年7月に豊浜地区区長会及び豊浜地区議員団より町長に対し次のような内容で陳情書が提出されました。

現在、豊浜地区には令和4年11月に閉店したヤナギ豊浜店のような規模の小売店が存在しないため、自動車等の移動手段を持たない高齢者が日常品や食料品の買物をする際には、町外に住む家族や近隣住民などの地域の共助によって支えているのが現状であります。また、町内にある全ての小規模小売店についても、少子高齢化に伴う後継者不足による廃業が増えるなど、高齢者をはじめとして交通弱者の買物難民問題は今後も増加することが予想されます。

本町の買物難民問題を解消するため、町担当部局による持続可能な店舗誘致施策を早

急に進めていただくよう強く要望するもので、具体的な施策例としては、食料品や生鮮食品などがそろうスーパーの誘致などを検討することを要望する趣旨にあったと認識しています。

そこで、人口減少が著しく企業活動においても不利な条件となる本町に店舗を誘致するための具体的な施策について、町執行部の考えを確認し、今後の方向性をお聞きしたいとの思いで、以下の一般質問をさせていただきます。

(1)本町における買物難民問題の実態はどのように把握しているか。

(2)他の自治体で成功事例として買物支援や店舗誘致について情報収集をしているか、また、それらを本町に適用する可能性についてはどうか。

(3)特に豊浜地区の陳情内容である店舗誘致を実現するために、どのような支援策を現在検討しているか。固定資産税の猶予など具体的な支援策があれば教えてください。

(4)南知多町として、買物難民問題の解決に向けた今後の展望と具体的な成果目標についてどうか。

再質問は自席にて行いますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－1について答弁をさせていただきます。

南知多町におきましては、これまで地域おこし協力隊の採用実績はございません。

また、愛知県内では令和6年6月1日現在、岡崎市、西尾市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村の6市町村で合計24人の隊員が活動しております。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

地域おこし協力隊以外に、外部の人材の受入れや登用した実績はありますか。もしある場合、どのような制度を利用したのかを教えてください。

また、外部の人材を受け入れることにより、良かったことや学んだことがあれば教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

南知多町では、外部人材の受入れの実績が2件ございます。

1件目は令和3年8月23日に南知多町と株式会社Another works（アナザワークス）が締結した民間複業人材登用に係る実証実験に関する協定でございます。

2件目は、令和4年11月18日に南知多町と株式会社産経新聞社が締結した地域活性化企業人制度による派遣に関する協定がございまして、令和6年3月に完了しました。企業からは3名が参加し、町の広報作成の指導や取材などを行いました。国の地域活性化企業人制度を利用したので、特別交付税措置を受けております。広報PR戦略に関する事業として、広報紙の改善などについて支援を受け、令和5年度には県広報コンクールにおいて入選を果たすことができました。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－2について答弁をさせていただきます。

市町村が、総務省が定める地域おこし協力隊推進要綱に基づき地域おこし協力隊に取り組む場合、7種類の経費に対し特別交付税措置を講ずることとされております。

経費の例としましては、地域おこし協力隊員の募集等などに要する経費については、上限300万円、隊員の活動に要する経費については1人当たり上限520万円などがございます。なお、任期は3年で、4年目以降は特別交付税措置の対象外となります。

次に、地域要件でございますが、地域おこし協力隊の制度の趣旨が、3大都市圏をはじめとする都市圏から地方部への人の流れの創出を図ることから、都市部から地方へ転入することが特別交付税を受ける要件となっております。

南知多町は、要件に定める3大都市圏内の一部条件不利地域に該当しますので、3大都市圏内の都市地域及び指定都市から転出し、南知多町へ転入する場合は、特別交付税措置の対象となります。これ以外の地域から南知多町へ転入する場合、地域によっては対象となる場合がございます。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

御質問１－３及び１－４は関連がありますので、一括して答弁をさせていただきます。

人口減少や高齢化の進む本町にとって、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることは、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持、強化にも資する取組であり、地域おこし協力隊の制度は有効な方策と考えられます。

地域おこし協力隊員はおおむね１年以上３年以下の期間、地方自治体の委嘱を受け、地域協力活動に従事いたします。

地域協力活動の例としましては、地域おこしの支援、農林水産業従事、環境保全活動、住民の生活支援、スポーツ・文化に関する活動などがございます。

制度が開始されてから成功事例も多く、総務省のホームページによると、任期を満了した隊員のうち約７０％が定住に結びついています。

一方、失敗事例も報告されており、令和５年のＮＨＫの調査によれば、２７％の隊員が地域住民や自治体職員とのトラブルを経験したことがあると回答をしています。トラブルの要因は、着任前のイメージと実際に活動を始めた内容にずれがあった、自治体から自由にしてくれと放置された、自治体にやってほしいことがあり、それ以外にやりたいことがあってもできなかったと回答されています。

自治体だけではなく、地域も受入れ側として入念な事前準備が必要ですが、自治体の調整能力が求められるものの、隊員を受け入れる自治体は人口減少の地域で職員も少なく、ほかの業務と兼務することになり、自治体の目が届かないことも課題となっています。

地域おこし協力隊は本町にとって魅力ある制度であると考えられますが、現時点では具体的な制度設計の進め方や組織体制について方針が決まっておりません。地域とのトラブルがなく、地域の要望に合致し、隊員も満足できるためには、南知多町に合った制度設計を調査・研究して進めていかなければいけないと考えております。

（１０番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○１０番（吉原一治君）

私は、地域おこしの協力隊の制度を積極的に活用するべきだと考えています。

町執行部から明確な回答は得られませんでしたので、再度お聞きします。

町として地域おこし協力隊の制度を積極的に活用し、隊員の受入れを推進していく意思はありますか。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

先ほども答弁いたしました。地域おこし協力隊は本町にとって魅力ある制度ではあると考えられますが、現時点では具体的な制度設計の進め方や組織体制について方針がまだ決まっておりません。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

総務省は、全国自治体が2023年度に受け付けた移住相談が41万件だったと発表しました。都道府県別では、宮城県が前年度で約2.6倍、2万3,000件で最多となり、ふるさと納税の寄附額が全国1位の都城市がふるさと納税の財源に移住支援策を展開していることが要因と考えられます。

地域おこし協力隊の制度は、若者が移住のきっかけとするには非常に有効な制度だと思います。私も地域協力隊の成功事例と失敗事例があることは承知していますが、しかしながら、失敗を恐れて立ち止まっては、総合計画の将来のイメージである「えらばれる理由があるまち」になれないと思います。ふるさと納税のように全国の自治体と肩を並べる自治体になるためには、一步踏み出すことが必要ですので、前向きではない今回の答弁は非常に残念です。ぜひここで町長のリーダーシップを発揮し、町の課題に対して明確に方針を打ち出し、町執行部や職員と協働して多くの課題の解決に向けて行政を進めていただき前向きな議論をされることを期待しております。

次へお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問2-1は、私、厚生部長から、2-2から2-4については総務部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問 2－1 につきまして答弁させていただきます。

令和 5 年 1 月に町内小売店閉店による影響調査を買物に困っている方に接する機会が多いケアマネジャーなどに行いました。また、令和 6 年 1 月に役場が行っている高齢者見守り事業の中で、買物についてのアンケートを実施いたしました。

日常的には、生活支援コーディネーターやケアマネジャー、地域包括支援センター職員が高齢者を訪問した際に困り事の確認を行っており、その中で買物に困っている方を把握しております。

問題といたしましては、町内小売店閉店の影響でヘルパー等の買物支援が必要になった、欲しいものが近所で買えない、遠くまで車で行く必要があるや免許を返納すると不便になるなどが出ております。以上です。

(10 番議員 挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10 番（吉原一治君）

高齢者見守り事業においてアンケートを実施しているとのことですが、その結果は地区ごとにどのような特徴がありましたか。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

見守り事業対象者は 282 人のうち 184 人の方に回答をいただき、地区別の特徴といたしましては、内海地区は御自分で買物をされる方が 82% と他の地区より 20% ほど高くなっています。また、両島地区においては、半島側では割合の少なかった宅配を利用されている方が 26% ありました。家族や知人の支援は師崎地区は 41%、豊浜地区は 34% あり、内海、両島地区より高くなっています。

個別の意見といたしましては、半島側は車がないと不便や免許返納後の不安を持つ方の意見が多くありました。また、豊浜地区は近くにスーパーがなくなって困っている、欲しいものが近くで買えないとの意見が多くありました。以上です。

(10 番議員 挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

ありがとうございます。

やはり豊浜地区と師崎地区では買物に困っている人が多いということですね。分かりました。

次へお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問2－2につきまして答弁させていただきます。

令和3年2月から、困り事を抱える高齢者支援として、豊明市のおたがいさまセンターちゃっとを参考に、地域の有償ボランティア、ミーナ助けあい隊の仕組みをつくりました。

活動の一例としましては、掃除、話し相手、買物、ごみ捨てなどで30分当たり250円必要です。決められた活動内容ではなく、サポーターの方が支援できることが活動内容でございます。

店舗誘致につきましては、誘致先として豊浜地区でまとまった土地を探し、公共用地も含め4か所を候補地として選定し、食料品を販売する事業者に出店条件を問い合わせ、可能性を探ってまいりました。候補地が狭いことや商圈人口が小さいことなど、事業者の出店条件に合わず難航しておりますが、協議を進めているところでございます。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

ミーナ助けあい隊において買物の支援を実施した実績はどの程度ありますか。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

ミーナ助けあい隊の令和5年度の実績は、利用者は29人で、そのうち買物支援の利用者は13人です。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問２－３について答弁させていただきます。

全国的には、企業誘致や商店街の空き店舗への事業者誘致に対し、開業支援のための助成金や運営資金の貸し出し、一定期間の固定資産税の免除などがございます。

今回の陳情内容は、地域に必要な店舗の誘致であることから、事業者が出店できるよう、商工会などとも引き続き協議して考えていく必要がございます。

なお、具体的な支援策については、先進的な取組などを参考にしながら、誘致に向けた町独自の支援策を前向きに検討してまいります。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

前向きな答弁をありがとうございます。

そこで、独自の支援策として、今現在考えている支援策、具体的なものはどのようなものがありますか。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

前向きに検討はいたしますが、具体的な支援策につきましては、これからのことになりますので、現時点ではまだお答えできません。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

分かりました。

店舗の誘致においては現在交渉中であることからスピード感が求められると思うが、いつまでに実施しますか。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

スピード感が求められますので、町としてはできるだけ早く実現できるよう実施したいと考えております。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

分かりました。

もっともっとスピード感や危機感を持ってやっていかないと買物難民問題は解決しないと思います。町当局の一層な前向きで真剣な議論をお願いします。

次へ行ってください。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問2－4につきまして答弁させていただきます。

人口減少や高齢化が進む本町において、買物難民問題につきましては重要な課題であると認識しております。

店舗の誘致は一時的な解決にはつながるかもしれませんが、持続可能な経営を続けるためには、店舗の企業努力はもちろん、住民の利用増加も必要となります。

今後の展望、目標については、短期的には店舗を一つ誘致すること、中長期的には住民の利用増加により、誘致した店舗が安定的に経営を継続していくことが考えられます。

買物難民問題は行政だけでは解決できるものではございません。地元商店を積極的に利用するなど、住民の皆様の協力が不可欠であると考えます。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

ありがとうございます。

本町の買物難民問題に対して、当局の前向きな考えを伺うことができて大変うれしく

思います。

近年、豊浜地区をはじめ本町における小規模店舗は、人口減少や高齢化に伴う利用者の減少により、大変厳しい状況にあります。また、店舗経営においても後継者不足が深刻な状況で、今後もますます買物できる店舗が減っていくことも予想されています。

このような状況において、行政として買物難民問題の解決に向けて、今回御回答いただいた店舗誘致に対する独自の支援策を早急に整備していただきますとともに、住みやすいまちづくりを実現するために、よりよい持続可能な制度の確立をお願いして、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

以上で吉原一治議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後１時40分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 １ ３ 時 ２ ８ 分 〕

〔 再開 １ ３ 時 ４ ０ 分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

ここで吉原議員より発言の訂正の申出がありましたので許可します。

吉原議員。

○１０番（吉原一治君）

地域おこし協力隊の１－４のまとめの際に、宮城県と申しましたが、宮崎県での誤りでございました。訂正します。よろしくお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

次に、８番、服部光男議員。

○８番（服部光男君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では通告書の朗読とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

質問事項１．南知多町地域公共交通について。

第７次南知多町総合計画の基本理念として、暮らし続けられるまちをあなたとつくる、そして基本目標である３番、安心できるまちづくりにおいて、３－５．暮らしを支える地域公共交通では、通勤・通学や高齢者の移動手段として不可欠な鉄道、バス、航路の

維持、利便性の向上を課題として捉えていますが、現状では名鉄内海新線のダイヤ改正により、利用者にとってかなりの不便を強いられています。島嶼部にとって命綱とも言える海上交通の運賃負担額も、島民にとっては生活の負担になってきています。

今回は、半島内を走るバス事業についての利用者等の声から、使いやすい、まさに暮らしを支える地域公共交通となるための質問をする。

これまでの経緯、現在の状況、今後の課題については、海っ子バスの変遷についてたどってみます。

過去には他の市町同様、路線バスの利用者が減少し、多くの路線で赤字を計上しており、本町でも平成21年に知多バスから豊浜線の廃止申出がありました。町民の重要なバス路線を維持するために、平成22年に知多バスを運行する豊浜線と赤字補填をしていた西海岸線を南知多町のコミュニティバス海っ子バスとして運行を始めました。その後、幾多のダイヤ・ルート改正を重ねて、令和5年10月より右回り、左回りの周回ルートとなり現在に至りますが、利用者等の意見も踏まえながらの考察をしてまいります。

(1)町総合計画において、3－5．暮らしを支える地域公共交通の管理指標として令和6年度の町民意識調査による満足度を数値化した指数の発表をしている。令和2年度の現状値として76、令和6年度の目標値として91としているが、管理指標という言葉の説明と現状での数値を教えてください。

(2)バス事業者がもうからないから撤退した後、町は路線バスが地域には必要だからという理由で運営してきた。そのような中で、大変厳しい影響であると思うが、令和5年には師崎線も一本化でき、収支も少し持ち直したと思う。収入と支出の割合である収支率の推移はどのようになっているのか、また目標設定はどの辺りなのか。

(3)運賃が高い、もっと安くしてほしいという意見の中には、2区間しか乗らないけど400円は高い、買物で使うけど、町民の足としてももう少し安くないのかななどの意見も多くいただいている。

また、免許証を返納して移動手段はバスに頼っているという高齢者にとっても、運賃負担が重なお財布への影響は大きいと思います。今でき得る対策として、割引率の大きい回数券の使用をお願いしていますが、根本的な対策として、名古屋市などで高齢者を対象として発行している敬老パス方式の導入はできないのか。高齢者福祉の観点からも、高齢者が町を行き来すること、そして敬老パスを提示することでお買物も割引ができる協力店を募集するなど、地域の活性化にも貢献できると思いますが、そのような

検討はできないのか。

(4) キャッシュレス決済の現況及び今後の対応について。

ダイヤの遅れにもつながる問題ではありますが、観光客などがバスから降りる際に1日券を求めることが多いと車内での発行に手間がかかる。バス停の時刻表や一般配布している時刻表にもスマホで1日券が買えますと記載されているのですが、もっと大きく分かりやすく表示をする工夫ができないのか、情報発信に工夫を望みます。

質問事項2. 海っ子バスダイヤ関係について。

(1) ダイヤの編成については、名鉄電車との乗り継ぎを優先的に考えていることから、名鉄海上観光船との連携がうまくいっていないという御意見も多く聞く。ダイヤ編成の順番として、電車のダイヤを基本として、次にバスのダイヤを組み、最後に観光船のダイヤを組みでいけば、それぞれの連携はうまくいくと思うが、実際はどのような手順で決めているのか。

(2) 師崎、豊浜からの利用者から河和までの時間を少しでも短縮するようにとの要望が多いですが、令和4年に大幅な運行の変更を提案したときのシームレスで連続走行するループ案Aを再検討する考えはないのか。

現在は1時間に1本という原則で、時間表がなくても分かりやすいダイヤですが、2時間で1周という制限の中、河和駅でも時間調整の停車が必要となってきました。当然事前の説明は必要ですが、現在の運行とは違うループ案Aにした場合、朝夕の通勤・通学時は河和駅までの最短ルートを選択し、それ以外の時間帯で内陸部のルートを取り入れることも可能ですが、変更に対する問題点を聞かせてほしい。

(3) 日中のバスの乗車状況を見て、あまり人が乗っていない。小さいバスでよいのではという意見がありますが、しかし実際には通勤・通学時間帯によっては乗れない人も出ています。その対策として、7時台に師崎・河和線へ増便をしています。その効果及び今後の対応について教えてほしい。

質問事項3. 海っ子バス新交通体系、空白地帯対策について。

(1) 空白地対策として日本版ライドシェアが2024年4月26日より愛知県でサービスを開始した。その後の実績を調べてみると、例えば名古屋近郊では金曜夕方から土曜の深夜、タクシーの不足分を補う運行と見られるが、この地域での運行を考えた場合、時期尚早と思うが、この地域での事業展開をどう捉えているか。

(2) 別のデマンド型交通として以前にも実証実験を行ったチョイソコ交通体系がある。

他の地域での実績もあり、以前試乗したときもよい印象であった。料金体系も海っ子バスの料金を踏まえながらの設定にすれば、買物や通院に有効な交通と思える。地域の事業者などからの協賛、広告料などにより運営費用の一部を支えていただくことにより、採算性など通常の運営の維持も可能と言われている。あったらいいなと思わせる実現性に一番近い乗り物と評価するが、空白地対策及び交通弱者対策としての導入に向けて検討してもらえないか。

質問事項４．海っ子バスの現状と防災対策について。

(1)今までタウンミーティング等で寄せられた御意見や、先日行われた海っ子バス教室、シルバー編に参加した際にいただいた御意見も参考に質問を組み立ててきましたが、アンケートやタウンミーティングなどでいただいた御意見に対し回答をすることで、海っ子バスの現状を知っていただき、さらなる御意見につながると思うが、寄せられた御意見への回答はホームページなどでの公開はしているのか。

(2)地震、津波災害に特化した災害時の対応は以前にも質問しましたが、能登半島を襲った地震や大雨災害を踏まえて、新たな災害対策などがあれば、検討中も含めての答弁をお願いします。

例えば、被災後の道路状況にもよりますが、公共交通の運行は地域住民にとって復旧・復興の心強い応援になると思います。復旧バスとして部分的にでも運行することで人や物資の移動に役立つが、そのような計画はつくっているのか、対策はしてもらえるのか教えていただきたい。

以上で通告書の朗読は終わらせていただきますが、再質問につきましては、自席で対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問１－１につきまして答弁させていただきます。

総合計画における基本施策の管理指標はK P I、キーパフォーマンスインジケータの略称で呼ばれ、目標に対する達成度合いを評価するための指標です。

令和６年度の結果は78となっており、目標値に達しておりません。以上です。

（８番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 8 番（服部光男君）

この総合計画の中での基本対策の管理指標では、町民の満足度を何から算定して、その目指す目標はどう設定しているのか。また、目標値を達成するために町はどのような対策を行っていますか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

この施策に対する管理指標は、町総合計画の町民意識調査の結果を基に、町民の認知度、満足度、貢献度から総合して満足度を算定しています。

地域公共交通の管理指標の目標値達成のために、町としては毎年タウンミーティングや利用者アンケートを実施し、海っ子バスの路線やダイヤを随時見直しすることにより、少しでも利便性が向上するように努めています。

（ 8 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 8 番（服部光男君）

ありがとうございます。

満足度を上げるための項目は多くあると思いますが、それぞれの立場で見えてくるものも変わってくると思いますが、多くの人の意見を吸い上げて、町民にとっての満足度を少しでも上げていくよう努力をお願いします。

次の質問、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 1－2 につきまして答弁させていただきます。

運行経費に対する運賃収入の割合、収支率については、令和 2 年度の収支率は 22.5% であり、令和 6 年度では子どもや学生への補助事業費を除いた運賃収入で算出したところ、41.4%となりました。

また、地域公共交通計画において、計画期間終了の令和 7 年 9 月末までに収支率 30%

の目標を定めておりましたので、路線再編の結果、収支率は目標を大きく上回る結果となりました。以上です。

(8 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 8 番（服部光男君）

この数字は大変優秀、今のところ二重丸ぐらいになっているような感じだと思います。全国の平均で見ても、本当に20、30、30行くか行かないかというようなところが多い中では健闘していると思います。ですが、これも収支率のみにこだわると、やはり価格を高くしたりとか、これが逆に利用が減るということにもつながってくる可能性がありますので、現在の41.4%というのは大変すばらしい数字なんですけど、これを見ていると、今のままでまだまだ伸び代があるような気がして、50%が現実には届くような数字に思えてくるんですが、例えばですが50%を目標として設定するにはどういった観点が必要だと考えておみえでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

収支率を上昇するためには、利用者を増やしていくことが必要になります。

地域の足として住民利用を増やしていくために、地域のニーズを把握し、利便性向上を目指すとともに、名鉄電車や名鉄海上観光船と連携して観光客の利用増を図ることで、利用者数や収支率を上げていきたいと考えています。

(8 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 8 番（服部光男君）

ぜひ収益を上げるというような面で考えますと、観光面での利用を促進するのが大変有益かなとも考えております。

そのためには、魅力ある地域づくり、何度も訪れることを希望するようなまちをつくるというような形で、観光客の利用者アップを続けていっていただきたいと思います。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問１－３につきまして答弁させていただきます。

コミュニティバスは行政だけではなく利用者も含め、地域の方々とともに維持していくものと考えており、現時点では高齢者への運賃補助等の施策導入は考えておりません。

仮に導入を検討する場合には、一定の価格で敬老パスを購入していただき、対象期間中、海っ子バスに乗り放題にするといった施策は一つの案として考えられます。今後、高齢者支援については、必要性や制度の仕組み、財政負担なども踏まえて検討をしてまいります。以上です。

（８番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○８番（服部光男君）

敬老パス、各地で利用というか発行していますが、敬老パスというのは高齢者の社会参加支援と高齢者の福祉増進、福祉面での増進を図るということも関係してまいります。そういった目的に沿った事業であり、一定の金額をチャージしてもらえば、お買物にも使え、利用するときにはパスをかざすだけで使えるような、簡単に使うということもシニアには必要だと思っております。

そして先日、シニアの交通教室に私も参加しました。結構バスを利用している高齢者も見受けられました。ですが、やはりスマホを持っていたとしてもそういったアプリを使うというのはなかなか難しいというような意見もありましたので、使いやすさ、そういったことを認識しながら、地域の人にも一度乗ってみよう、そして乗ってみたら案外簡単で便利だなというような仕組みを、これも防災交通課のみならず、福祉課、いろんなところの部局が協力して、そのような連携を深めていただきたいと思います。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問１－４につきまして答弁させていただきます。

今後、スマホで1日券や回数券、定期券が購入できるアプリであるクイックライドの利用の促進を強化していきたいと考えております。

そのためには、効果的な情報発信が重要であると考えますので、バス停や車内での掲示方法を工夫したり、ウェブ上でのPRを強化していきたいと考えております。以上です。

(8番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

観光客が1日券を購入して使っていただけるということは、行きに買うということは、帰りも当然乗ってもらおうということになるということですが、これは1日券がお得だということをネット等で調べて、こちらへ来て、そして購入になると思いますが、その際に私たちは時刻表を見ても、お得な乗車券として1日乗車券というのが書いてあります。

もう一つまた項目別として、電子チケットの紹介ということで、この連携をするアプリで買うというのが、どうもなかなか認知が少ないんじゃないかなとも思っております。そういったところで、そのセットでの紹介というのと、そこでさらにアプリで買うと割引ができますよというようなものを付け加えると、事前にアプリで購入して降りるときもそれをかざすということで利用してもらえる。

これが運転手さんの負担も軽減するし、1日券を購入する後ろに並んでいるお客さんもストレスなく使えるということで、このアプリ割というのをいま一つ検討していただけたらと思うんですが、いかがでしょうかというのと、もしそれに対してのデメリットもあるというんだったら、ちょっと紹介してください。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

アプリ割という考えは、一応町としても持っております。アプリで購入されることにより、直接販売したときの人件費や紙チケット代等を省くことが可能になるため、その分を料金から割引して利用促進を図るということは効果的であると考えます。

デメリットとしては、料金割引に加えまして、アプリの利用手数料等も引かれるため、紙で販売するときよりも収入が減少することになります。

それから、高齢者へのデジタル促進ということが、アプリの関係は課題の一つであると感じております。

(8 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 8 番（服部光男君）

今の高齢者へのデジタル促進というのは、名古屋市のほうでの敬老パスでもバスにも何かそういうかざすだけでも通過できるということで利用できますので、そういったもので解決していただくのと、やはり手数料もかかるということですが、当然ですが、これを掛け算で利用客を増やしていくという方向で進めれば、全然それはペイできると思いますので、それで進めていっていただきたいと思います。

もう一つ、電子チケットアプリの、例えばクイックライドの利用で、降りるときにかざしたときに、ほかの S u i c a などの他の交通系アプリと二重で反応して二重支払いという危険性といいますか、そういったリスクはないのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

今質問のクイックライドの支払い方法は、クレジットカードまたは P a y P a y の 2 種類のみで、その他の決済機能はついておりませんので、ほかの交通系アプリとの二重支払いのリスクというのはありません。

(8 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 8 番（服部光男君）

ぜひ利用客を増やす、促進するためにも、電子チケット、それからアプリ割、そういったものも普及させるということで、割引感を前面に押し出して進めていっていただきたいと思います。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問２－１につきまして答弁させていただきます。

名古屋鉄道及び名鉄海上観光船は民間事業者であり、それぞれの顧客の利便性の向上を考え、それぞれのダイヤを組んでおります。

その中で、海っ子バスは電車と船のダイヤを踏まえた上でダイヤを組んでいるのが現状でございます。以上です。

（８番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○８番（服部光男君）

そのような状況の中で、スムーズな乗換えをするためのダイヤ編成、その中では名鉄が先につくっちゃって、両側を、その間を取り持つというのはちょっと難しいような感じがいたします、理屈として。

使う方はやはりもっとスムーズなということをお願いするのであって、利用客のとにかくスムーズな利用ができるというのが大原則ですので、大きな変更ではなく５分前後のダイヤ変更をちょっとお願いするだけで、かなりスムーズなダイヤ編成ができるような気がします。ですが、今までそのような相談を持ちかけたことはあるのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

ダイヤ編成の検討段階において、名鉄海上観光船と話をしたことはありますが、これまで実際にバスに合わせて船の時刻改正をしていただいたことはございません。しかし、先日名鉄海上観光船もこのことについて話をしております、今後はダイヤ改正時には連携して協議していくことといたします。

（８番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○８番（服部光男君）

地域における公共交通というのはバスだけではなく、電車、バス、航路、そういったものが三位一体となって進めていくのが地域公共交通だと思っております。

これをお互いさまということで、名鉄にもスムーズな連携で快適に利用してもらえるということは、名鉄にとっても大変悪くない話だと思っております。ぜひ自信を持って、これはプラスになることですので、3者協議か、バスと航路だけでも2者協議でも結構ですので、自信を持って臨んでいただきたいと思います。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問2－2につきまして答弁をさせていただきます。

ループ案Aというものは、旧師崎線で説明いたしますと、師崎港から河和駅まで国道247号線を一直線に走行する路線となります。しかし、現在は南知多病院から乙方、運動公園前に入り込む路線となっており、以前と比較すると中に入る分、時間が多くかかっております。

議員提案の朝夕の時間帯に乙方、運動公園に入り込まない路線とした場合、河和駅の時間には余裕ができますが、豊丘地区の通勤・通学に利用している方々にとっては大きな利便性の低下となります。

一方の利便性を高めることは、その他の方の利便性の低下につながりますので、慎重に検討する必要があると考えます。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

豊丘地区の利便性を犠牲にするような質問ではないんですが、現在路線変更して1年を経過いたしました。当然そのような新たな課題も見えてきております。

そんな中で、現在の周回ルートは大変シンプルで分かりやすいというメリットもあるんですが、豊浜線の復活などの要望も多く聞かれております。欲を言えば、時間帯によっての変則ルートなど、いろんな要望を全て賄うのは難しいんですが、今現在そのようなことも加味した検討、構築、そういった作業は続けられているのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

路線編成の関係、これは以前より1年間の利用状況等を把握した上で、今後の路線等について検討していく旨の説明をしておりました。

令和6年9月末をもって新路線で1年間が経過しまして、利用状況や利用者の意見、ニーズがまとまってきました。今後はこれらの情報を精査しまして、海っ子バス以外の移動手段の構築も含めて、最適な町の公共交通を目指した検討を行っていきたいと考えています。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問2－3につきまして答弁させていただきます。

左回り師崎港6時48分発、河和駅行きは特別便として、通常学校がある日のみ運行しております。

現状左回り3便、師崎港7時6分発の便は高校生を中心に多くの方が利用しており、満員状態が続いておりますが、特別便についてはまだまだ乗車人数には余裕があります。

特別便の効果としては、通勤・通学時間帯の選択肢を増やしたことにより、利便性が大きく向上したものと考えていますが、予想したほどの利用者数には達していません。

特別便と3便の時間差は18分でありますので、利用者が分散して乗っていただけるよう、利用者の方についても公共交通に対して御理解、御協力いただきたいと考えております。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

この左回りの3便、師崎港7時6分発の便は、高校生を中心に満員が続いていることを受けて、保有しているバスに限りがある中で、内海高校へ向かう前にこのバスを1時間早く走ってもらい、特別便に仕立てる、この発想は大変すばらしいと思いました。

その後の運行状況を見て、思ったほど利用者が少なかったとありましたが、まずこれは結果を恐れずにやってみたことを褒めさせていただくのと、もう一つ7時06分のバス利用者に、何で特別便に利用することに対してちゅうちょしたのかというような意見を

聞いて、特別便のこの時間設定をもうちょっと有効にすることが有益だと思うのですが、このような作業はできませんか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

現時点では、その便の利用者にだけアンケートを特別に行うというような予定はありません。しかし、何らかの形で学生がどの時間の電車に乗りたいかというような調査をしたいと考えているところでございます。

特別便の時間設定につきましては、この便のバスがその後引き続き内海高校便のバスになるため、河和駅 7 時 22 分発に間に合うよう時刻の制約を受けております。利用者の使いやすいダイヤ編成を目指して見直しを続けていきますが、現時点では先ほどの答弁のとおり、バスを利用する方においても 6 時 48 分の特別便にまだ余裕がありますので、そちらの利用について御協力いただきたいと思いますと考えております。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 3－1 につきまして答弁させていただきます。

日本版ライドシェアは、既存のタクシー事業者の運転手不足を解決するための手段として開始した制度でございます。

高齢者をはじめとした住民の移動手段確保の一つの施策になり得る可能性はございますが、移動手段確保ということでは、そのほかにも多くの選択肢がございます。この地域でどの仕組みが最適であるか、担い手の面、財政面、制度面など様々な視点から検討する必要があると考えており、ライドシェアはその選択肢の一つであると認識しております。以上です。

（8 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8 番（服部光男君）

このライドシェアですが、地域交通の救世主になり得るかと思いましたが、車両の確保、そして運転手の確保など問題もあり、どうも地方に向いてないように思っています。

もっと別の視点で現状を見てみますと、朝夕の交通を見てみまして、病院のバス、そして福祉施設の車、そしてスクールバスなども朝夕の送迎として多く走っております。そして、この車両の多くは日中止め置いていることと思われれます。例えば、そのような車を借り入れることができたとして、都合よく考えたとして、今度はドライバーさんですが、福祉施設に朝夕のみ入っている運転手さんがいるようであれば、雇用と車の提供者である施設にもプラスになる可能性もあるような気がします。

そのような目線で何かを見つけて、新しい運行形態ができればと思う私ですが、このような考え方は無理なんでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

移動手段の構築の要素としましては、車両とドライバーの確保というのは当然重要な要素ということであります。しかし、そのほかにも運行管理を誰が行うか、予約があったときだけ走るデマンド交通の場合、予約受付を誰が行うかなど、車両とドライバー以外にも制度設計や事業主体の確保、予算の確保などが必要でございます。それらを総合的に捉えまして、事業の継続性も踏まえまして制度を構築していかなければならないため、容易にはいかないものと考えております。

（８番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○８番（服部光男君）

何か何でもいいからとにかく移動手段が欲しいなというような質問に聞こえますが、内海地区でも、町が進める公共施設の再配置事業により、納税各証明書の発行業務を行っていたサービスセンターが、バスの通らない町民会館に来春移転を予定しております。

今回の質問では趣旨が違いますので、再配置についての質問は差し控えますが、本来は再配置問題とそれまでの足、公共交通の手配とセットにして進めるべきと考えております。

もう一つ、高齢者サロンのふれあい昼食会、今ではふれあい交流会なんですが、これも内海防災センターでの実施を計画しているようですが、参加者も今までのサービスセンターの場所なら歩いて行けた。でもちょっと遠いし、坂がというような声も聞こえて

まいります。民生委員さんたちも声をそろえて、高齢者の切捨てだと言われております。

ぜひこれは前向きに、公共交通のいろんな検討につなげていただければということですが、ちょっとこれを逆に考えますと、来年5月の移転後に間に合うように交通手段をつくっていただきたい、つくらなければならないと考えれば、この防災交通課が考えている早急な何か手配ができるチャンスだと思っておりますが、何か構築をお願いしたいんですが、それまでに間に合うような交通手段は何か頭の中にあるのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

まず、町民会館、防災センターへの海っ子バスの乗り入れについては、これは1時間に1本を確保している現在の環状線が維持できなくなる可能性もありまして、海っ子バス利用者の主要なニーズと考えますと、内海駅や河和駅へのスムーズな到着が第一となっていますので、現時点では海っ子バスの乗り入れは考えておりません。また、新交通の導入というところで、新しい交通手段のところでございますが、検討はちょっと行っておりますが、来年の移転後からの運行開始のめどとしては立っておりません。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

本件に関しては、次の質問にもつながってまいりますので、次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問3－2につきまして答弁させていただきます。

チョイソコは、実証実験において利用者数に対する財政負担が大きかったため、導入には至りませんでした。しかし、仕組みとしてはよいものであり、交通空白地対策の選択肢の一つであるので、これも加えてほかの施策と比較検討し、最適な施策導入を目指していきたいと考えております。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

チョイソコは以前にも実証実験をしていて、私も体験した中で新交通の最有力候補と考えておりますが、問題は導入経費、また運行経費をどのようにするかってことなんです。国などの導入に関してのいろんな支援も大事なんです。民間の支援を継続的に考えていくような感じが、やはりこの交通体系を構築する中で一番大事だと思っております。

それでは、買物先のドラッグストア、そして各病院、これを利用してどこへ行きたいかということのリサーチしながら、そういったところにも声かけをしていったらどうかと思っております。

まず、導入費用も、これ各地域によって若干差があるようなんですが、調べてみますと。1台のみの導入として、まず最低限、初期費用、ランニングコスト、どれぐらいと見積りしているのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

本町で令和3年度に実施しましたチョイソコの実証実験、これでは1か月間のサービス提供をしたときの事業費が1,000万円でした。他市町の事例、例えば今年10月から実証実験を開始した高浜市を参考にしますと、初期費用は約600万円、ランニングコストは1台で1年間運用したとして1,200万円以上が見込まれています。なお、高浜市においてもスポンサー収入等を見込んでおりますが、本町、南知多町において、今、スポンサー収入までのことはちょっとリサーチができておりません。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

海っ子バスはバスのみで全てを賄うことはできませんが、今現状で南知多町というのは半島であるがゆえ、町の周りを周回する定期路線を組むことができます。それでカバーできない内陸部及び交通弱者への対応としてのデマンド交通を早期に構築すると

いうことで、海っ子バスのよさも出していけると思います。

今後、高齢者はもっともって増えてまいります。福祉の面からの対応も必要です。お金がかかる、財源がないのではなく、必要なものは導入して、その先のお金を集める方法を並行してということですが、これからも町民である皆さん方のアイデアなどを募集しながら、いろんなところを検索して新しい体系をつくっていくことが必要だと思っております。

次の質問、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問４－１につきまして答弁させていただきます。

各御意見への回答は予定しておりませんが、今年度策定中である地域公共交通計画においていただいた意見を踏まえた今後の方針を示していきます。

なお、いただいた御意見につきましては、南知多町地域公共交通計画策定に合わせ、町ホームページで公表をしていきます。以上です。

（８番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○８番（服部光男君）

過去にもアンケートや御意見を聞く機会があったと思いますが、そのときの回答の方法や対応は今までどのようにしていましたか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

過去においても各御意見に対する回答は行っておりません。

しかし、タウンミーティングなどの直接顔を合わせている場においては、いただいた意見に対する回答はその場でお伝えしております。

（８番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 8 番（服部光男君）

意見交換はタウンミーティングで対面で顔を合わせていれば回答する、返答するというのは当たり前ですが、こちらが募集していただいた御意見を参考にして、アンケートとかそういったものに対して事業の改善をしていくわけで、私たちは、この先の御意見をいただくためには、ホームページなどでの回答は絶対必要と思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

先ほどの答弁にありましたとおり、いただいた御意見を踏まえて、南知多町公共交通計画において今後方針を示していきます。

個別の回答については、要望事項などが多く、具体的な回答は困難なものが多いため、掲載していく予定はございません。

（ 8 番議員 挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 8 番（服部光男君）

当初の質問でもありましたとおり、このような丁寧な対応がまたいろんなところでこの事業に対しての満足度というような形で返ってくると思いますので、真摯な対応をよろしくお願いいたします。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 4－2 につきまして答弁させていただきます。

現時点で運行事業者であるレスクル株式会社との間で災害時の復旧・復興計画などは策定しておりません。

発災後については、運行事業者と連携し、少しでも早い運行再開を目指していくことは当然であると考えますが、道路状況や運転手、車両、燃料の確保状況などに応じて、現行路線の一部運行も選択肢の一つになることが想定されます。

復旧・復興時におけるコミュニティバス運行再開については、中部運輸局、愛知運輸支局とも連携することで、運行ルートや運行ダイヤの変更など専門的知見も踏まえて様々な可能性を模索していきたいと考えています。以上です。

(8 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 8 番（服部光男君）

今のような復旧・復興時の対応もそうなんですが、一番原点であります発災時、災害時の対応について、令和 4 年 6 月議会において災害の備えについてというテーマで質問し、今後、運行業務受託業者と話し合うというような答弁もいただいておりますが、その後、対応策を話しているのかどうか、そういったことがちょっとよく分からないんですが、その辺を再度、最新の対応策には、そのときにお話を当然したと思われませんが、その後の対応、更新というのはしているのかどうでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

令和 4 年 6 月議会では、発災直後の対応について答弁しています。

その際に答弁したとおり、運行業務受託者とは、運行中に地震が発生した際の運転手対応から乗客避難誘導について随時話し合いをし、緊急時に備えております。

例えば、今年 8 月の南海トラフの臨時情報が出た際にも、すぐに連絡を取り合い、対応について確認し合っておるところでございます。

(8 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 8 番（服部光男君）

まとめにもなりますが、私たちは能登半島の災害を見て、いつ、どこで何が起こり、しかも同じ場所にこんな大災害が重なって起きるんだというようなことを現在見せつけられています。間もなく 1 年が経過しようとしておりますが、いまだ復旧も進んでおりません。そして、この冬の積雪で生き残った家屋も倒壊するかもしれません。

公共交通は人の命を預かっております。ぜひ明日と言わず、今日から運行業者任せで

はなく、防災を担っているこの部署で簡単なマニュアルでもよいのでつくり始めてみてください。自分でつくってみると、他のマニュアルが気になって、どんどんどんどんよいものにブラッシュアップできてくると思います。

そして、高齢者の新しい交通体系もぜひそのような形で皆さんで検討して構築していただければよいと思っております。

よろしく願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

以上で服部光男議員の一般質問を終了いたします。

これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（鈴木浩二君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦勞さまでした。

〔 散会 14時31分 〕

